

山辺町公共施設等総合管理計画

計画策定年度：平成 28 年度
計画改訂年度：令和 3 年度

令和 4 年 3 月
山 辺 町

-目次-

I. 公共施設等総合管理計画について	1
1. 本計画の策定背景と概要	1
2. 計画の位置付け	2
3. 計画の目的と方針	3
4. 計画期間	4
5. 対象施設	4
II. 公共施設等の現状、将来の見通し及び課題	5
1. 公共施設等の状況と課題	5
(1) 公共施設等の状況	5
(2) 有形固定資産減価償却率	9
(3) 公共施設等の状況に起因する課題と対応の基本的方針	10
2. 人口の今後の見通しと課題	11
(1) 総人口や年代別人口についての今後の見通し	11
(2) 人口の今後の見通しに起因する課題と対応の基本的方針	12
3. 公共施設等に係る中長期的な費用の見込みと課題	13
(1) 歳入歳出の推移	13
(2) 公共施設等に係る中長期的な費用の見込み	15
(3) 中長期的な費用見込みに起因する課題と対応の基本的方針	19
(4) 基本的方針に関する数値目標の明確化について	20
III. 公共施設等の管理に関する全庁的取組方針	21
1. 点検・診断等の実施方針	21
2. 安全確保の実施方針	21
3. 耐震化の実施方針	21
(1) 建築物系施設	21
(2) インフラ系施設	22
4. 更新・修繕・長寿命化・統廃合等の実施方針	22
(1) 建築物系施設	22
(2) インフラ系施設	23
5. ユニバーサルデザイン化の推進方針	23
IV. 施設類型ごとの管理に関する取組方針	24
1. 体系	24
2. 施設類型ごとの管理に関する取組方針	25
(1) コミュニティ施設	25

(2) 保健福祉施設	28
(3) 学校施設	30
(4) 生涯学習施設	32
(5) スポーツ施設	34
(6) 防災施設	36
(7) 公営住宅等	38
(8) 産業施設	40
(9) 行政施設	42
(10) 道路／橋梁	44
(11) 簡易水道等	46
(12) 下水道	47
(13) 公園	49
(14) 土地	51
V. 本計画を実現するために	53
1. 全庁的な取組体制	53
2. フォローアップ体制	54
(1) 職員の意識啓発体制	54
(2) 住民との情報共有体制	54
(3) 議会との情報共有体制	54

I. 公共施設等総合管理計画について

本計画の策定背景、目的、位置付けなど、計画の概要は以下のとおりです。

1. 本計画の策定背景と概要

近年、全国的に少子高齢化及び人口減少が進行し、人口構造の変化にともない、住民のニーズも変化してきている一方で、多くの地方公共団体が厳しい財政事情に直面しています。このような社会的背景の変化の到来は、本町にとっても例外ではなく、この変化に対応した行政運営が求められます。

また、行政運営において、住民の生活基盤である公共施設等の維持管理は、その中枢に位置するものですが、社会的背景の変化にともない、それらに求められる質や量も変化していくことが予想されます。

本町の公共施設等のなかにも、少子高齢化の兆候がみられるようになる以前に整備したものが少なからず存在しますが、現在の社会的背景とはまったく異なる時期に整備した施設等を、これから到来する時代背景に適合させていくためには、公共施設自体のみならず、公共施設の（潜在的）利用者である本町の人口の動向や、公共施設等の整備に充当する費用の見込みも加味した、総合的かつ中長期的な視野に基づいた計画が必要です。

以上のような経緯から、本町では今般、その総合的かつ中長期的な計画として、「山辺町公共施設等総合管理計画」を策定しました。

本計画では、公共施設等の老朽化の状況、本町の人口の見通し及び施設等の維持管理に要する中長期的な費用など、本町を取り巻く現況及び将来の見通しについて整理を行ったうえで、課題等を認識し、今後の公共施設等に対する基本的な管理方針を示しています。

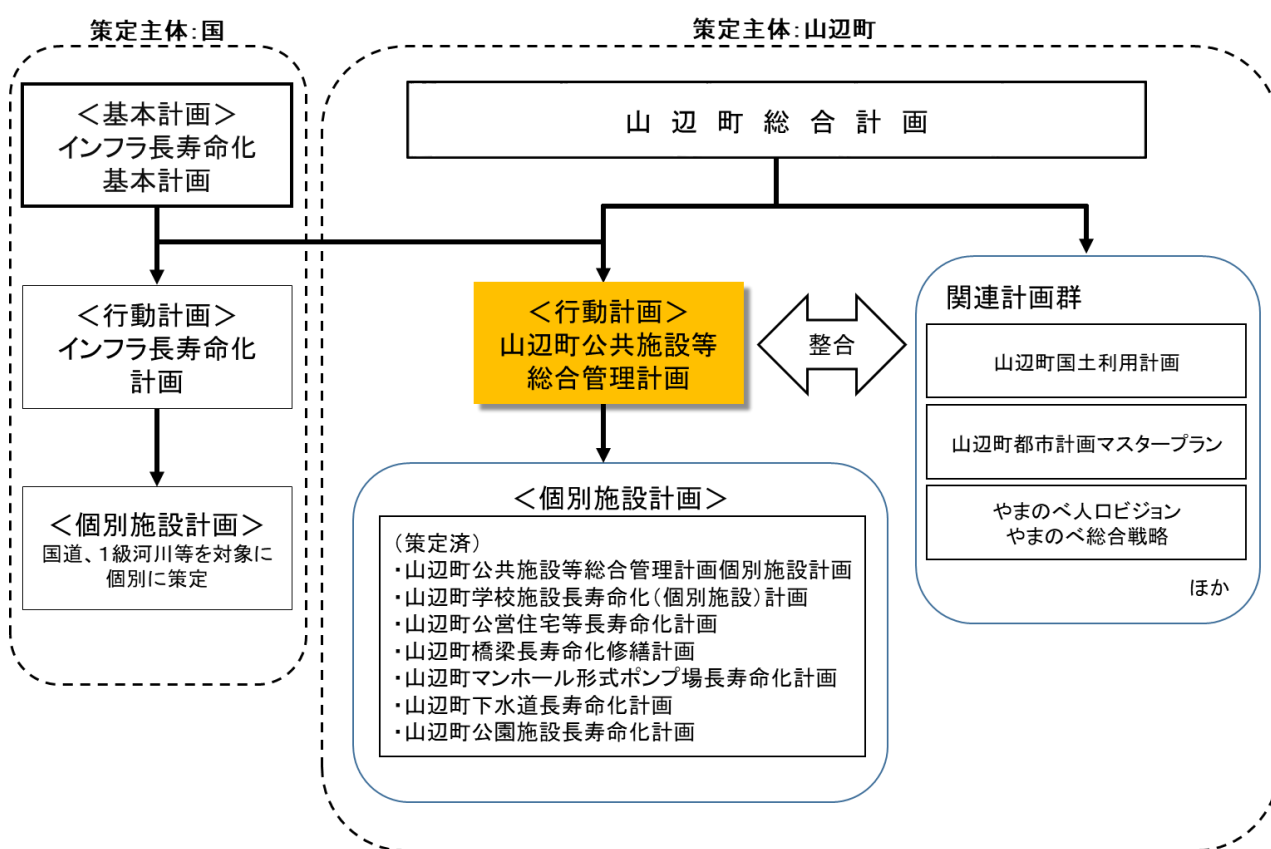
本町は今後、本計画の内容をふまえ、公共施設等に対する適時適切な投資及び管理を推進していきます。

2. 計画の位置付け

本計画は、「山辺町総合計画」*¹の下位計画として、また国の策定した「インフラ長寿命化基本計画」*²の行動計画として、「やまのべ総合戦略」ほか、関連する諸計画との整合性に留意しながら策定しています。

また、既に策定済の個別施設計画がありますが、他の施設の個別計画も含め順次、本計画を行動計画として策定・更新を行う予定です。

図表 1-1 計画の体系



*1 山辺町のすべての計画の基本であり、行政運営の総合的な指針となる計画。

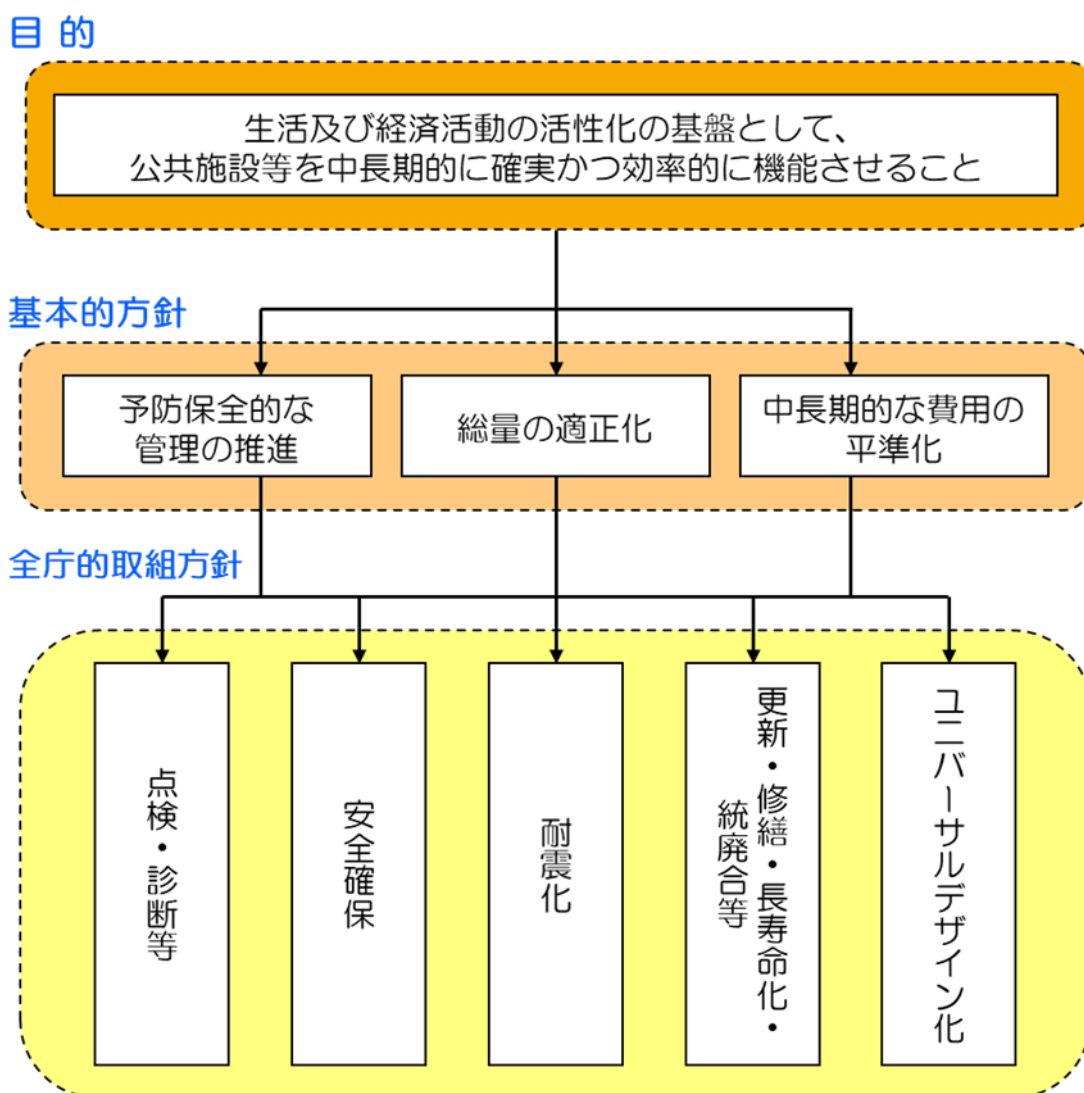
*2 国民の安全・安心を確保し、中長期的なインフラ施設の維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図るとともに、インフラ施設の維持管理・更新に係る産業の競争力を確保するための方向性を示した計画。

3. 計画の目的と方針

「山辺町総合計画」に示された基本理念及び、「インフラ長寿命化基本計画」の策定主旨に鑑み、本計画の目的を『生活及び経済活動の活性化の基盤として、公共施設等を中長期的に確実かつ効率的に機能させること』とします。

また、この目的の達成のため、本計画の基本的方針と、今後の全庁的取組方針を設定しました。基本的方針については「Ⅱ.公共施設等の現状、将来の見通しと課題」において、全庁的取組方針については「Ⅲ.公共施設等の管理に関する全庁的取組方針」において、それぞれ述べています。

図表 1-2 本計画の構成



4. 計画期間

本計画の主旨は公共施設等の中長期的な管理にあることから、2017年度から2051年度までの、35年間に計画期間としています。

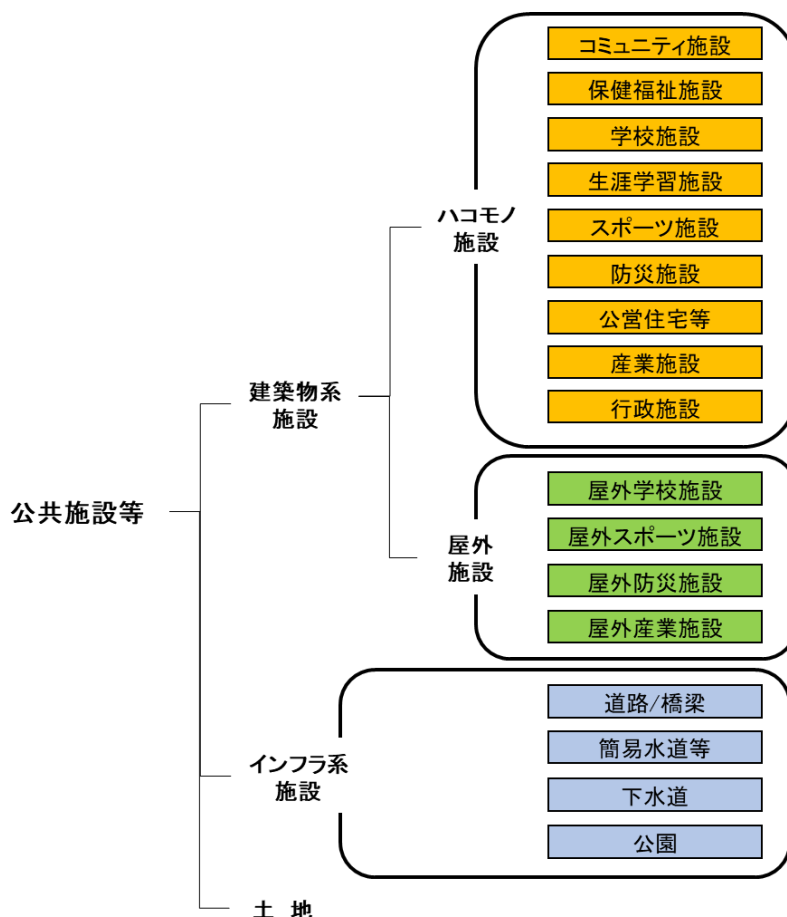
なお、第1期（1年目～5年目）の進捗や達成状況の評価結果を反映して、第2期以降（6年目～35年目）の30年間について計画を更新しています。

5. 対象施設

本計画の対象施設を「建築物系施設」「インフラ系施設」「土地」に大別します。さらに、建築物系施設については、いわゆる「ハコモノ施設」と屋外スポーツ施設に代表されるような「屋外施設」に区分します。

以上の区分のもと、上位計画である「山辺町総合計画」における分野別施策などに鑑み、下図のとおり、ハコモノ施設9類型、屋外施設4類型、インフラ系施設4類型、及び土地に分類しています。

図表 1-3 対象施設



Ⅱ. 公共施設等の現状、将来の見通し及び課題

本計画の目的達成のためには、公共施設等はもちろんのこと、公共施設の（潜在的）利用者である本町の人口及び公共施設の維持管理に必要な中長期的な費用についても、現状を把握し、取り組むべき課題への対応を推進していかなければなりません。

以下の「1. 公共施設等の状況と課題」、「2. 人口の今後の見通しと課題」、「3. 公共施設等に係る中長期的な費用の見込みと課題」において、それぞれの目的達成のためのあるべき姿、現状を把握したうえで識別された課題及びその課題解決のための取組の方向性（基本的方針）を整理します。

1. 公共施設等の状況と課題

（1）公共施設等の状況

①建築物系施設（ハコモノ施設）

図表 2-1 施設類型別整備年代別延床面積及び構成比

2022年3月31日現在

施設類型	整備年代別延床面積（㎡）						構成比（％）
	2011年度以降	2001～2010年度	1991～2000年度	1981～1990年度	1980年度以前	合計	
コミュニティ施設	463	-	642	2,845	2,679	6,629	12.5
保健福祉施設	-	1,725	999	-	-	2,724	5.1
学校施設	9,598	-	-	580	10,473	20,651	38.9
生涯学習施設	165	-	357	233	110	865	1.6
スポーツ施設	-	-	1,177	5,835	-	7,012	13.2
防災施設	177	245	248	300	287	1,256	2.4
公営住宅等	644	-	-	1,947	1,921	4,512	8.5
産業施設	281	1,817	-	-	-	2,098	4.0
行政施設	-	-	6,205	715	478	7,398	13.9
合計	11,328	3,787	9,628	12,455	15,948	53,146	100.0
構成比（％）	21.3	7.1	18.1	23.4	30.0	100.0	

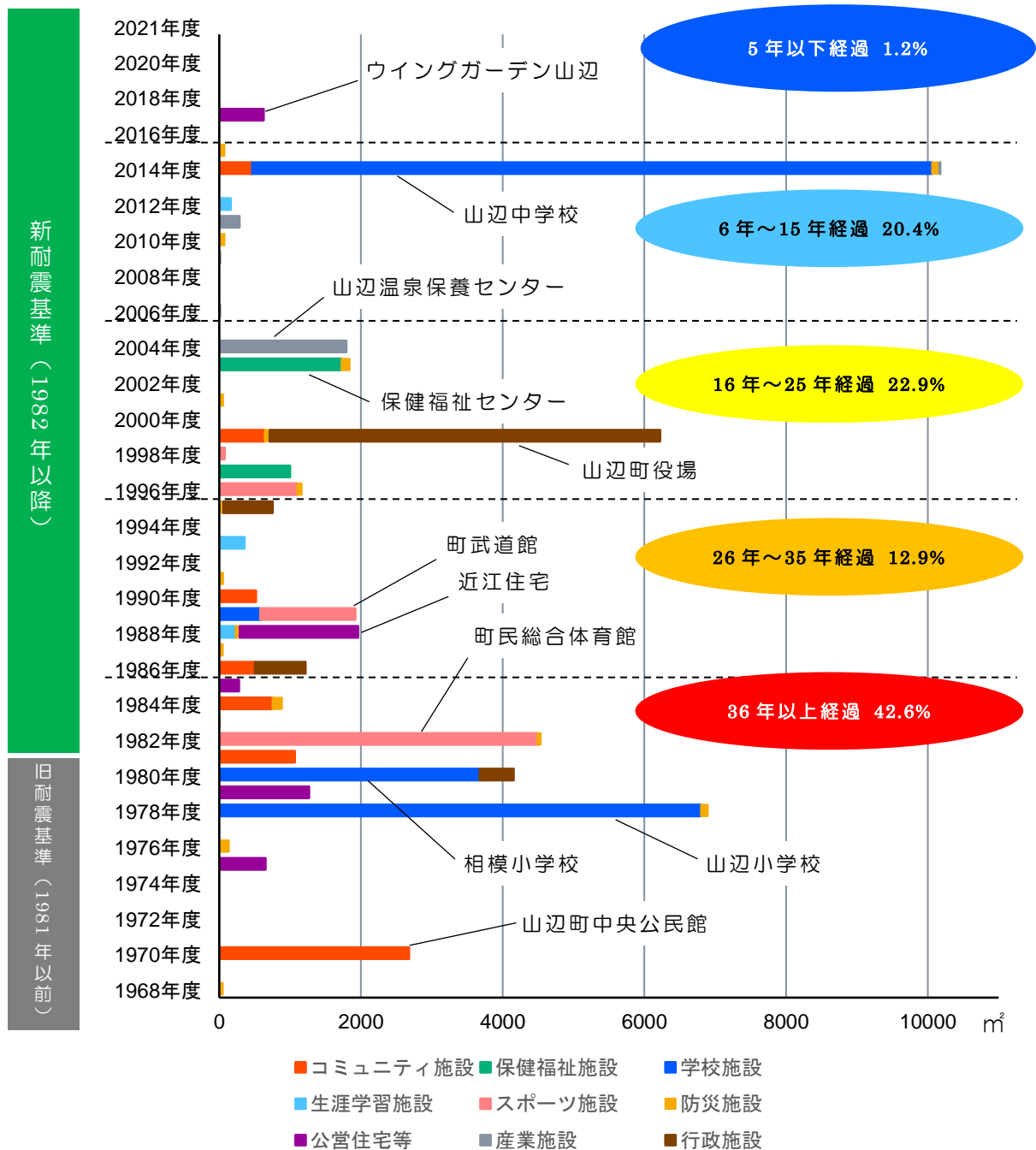
※旧山辺中学校、旧鳥海小・中中学校、旧大寺小学校、旧作谷沢小・中学校等の普通財産として管理している施設については除外しています。

本町が保有するハコモノ施設の延床面積総量は、約 5.3 万㎡です。

本町の人口は 13,725 人（令和 2 年国勢調査結果）であるため、町民一人あたりの面積は、約 3.87 ㎡となります。

A.経過年数の状況

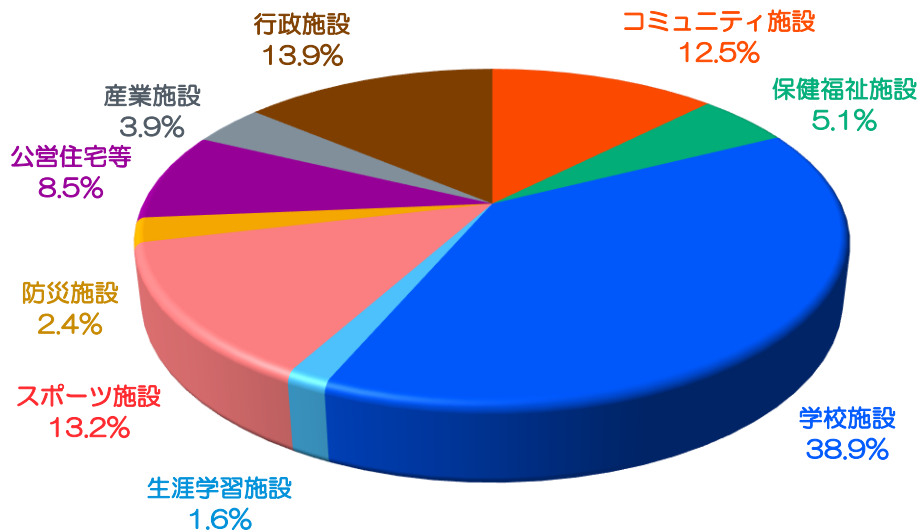
図表 2-2 施設類型別整備年代別延床面積



整備年代別にみると、36年以上経過した施設の占める割合が、最も高くなっています。この時期に、山辺小学校や相模小学校、山辺町中央公民館など、全ハコモノ施設の約 4 割が整備されています。

B.施設類型別の保有状況

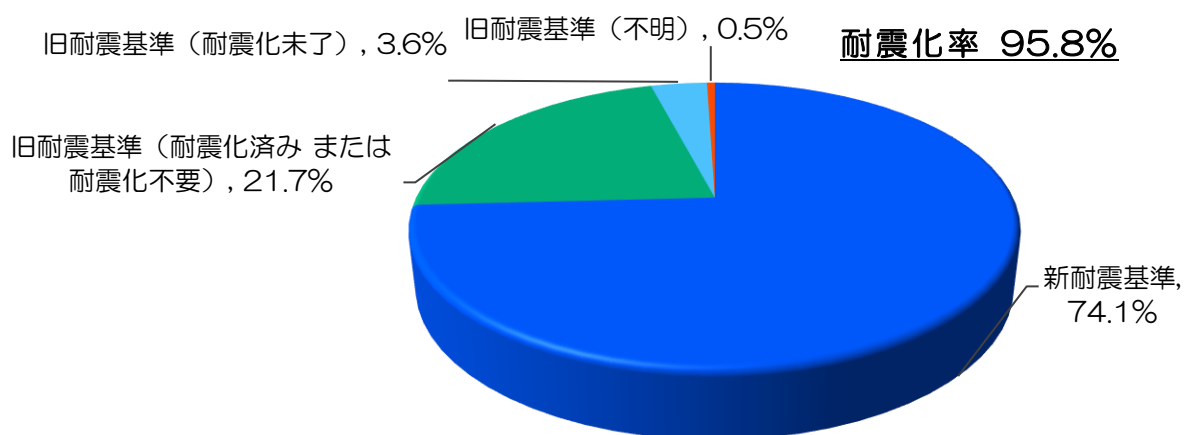
図表 2-3 施設類型別構成比



施設類型別にみると、学校施設の占める割合が最も高く、3割を超えています。保有量の多い順に次いで、行政施設（13.9%）、スポーツ施設（13.2%）、コミュニティ施設（12.5%）となっています。

C.耐震化の状況

図表 2-4 耐震化状況



ハコモノ施設のうちの74.1%は、新耐震基準（1982年以降の耐震基準）のもとで建設された施設です。これに、旧耐震基準（1981年以前の耐震基準）のもとで建設されたものの、その後耐震化を施した施設、あるいは耐震化不要である

と診断された施設の占める割合（21.7%）を加算した 95.8%が、本町のハコモノ施設の耐震化率です。

②建築物系施設（屋外施設）

図表 2-5 施設類型別整備年代別屋外施設数

施設類型	整備年代別施設（数）					合計
	2011年度 以降	2001～ 2010年度	1991～ 2000年度	1981～ 1990年度	1980年度 以前	
屋外学校施設	2	1	3	-	-	6
屋外スポーツ施設	1	-	1	1	1	4
屋外防災施設	-	34	-	-	-	34
屋外産業施設	-	1	-	-	-	1

屋外施設は、防災施設を中心に、1990年代から2000年代にかけて整備したものが多く状況です。

③インフラ系施設

図表 2-6 施設類型別整備年代別インフラ整備高

施設類型	経過年数別整備高					合計	
	2011年度 以降	2001～ 2010年度	1991～ 2000年度	1981～ 1990年度	1980年度 以前		
道路（m）	13,329	15,283	26,048	21,220	98,042	173,922	
橋梁（㎡）	75	1,687	881	156	1,157	3,955	
簡易水道等	導水管（m）	-	-	922	-	-	922
	送水管（m）	-	-	990	-	727	1,717
	配水管（m）	-	-	15,788	-	3,155	18,943
下水道（m）	1,373	23,637	44,537	9,971	-	79,518	
公園（㎡）	16,524	61,294	9,410	2,515	142,886	232,629	

インフラ施設は、1990年代以前に整備されたものが大半を占めており、なかでも、整備のピークが1980年以前であったものが多く状況です。

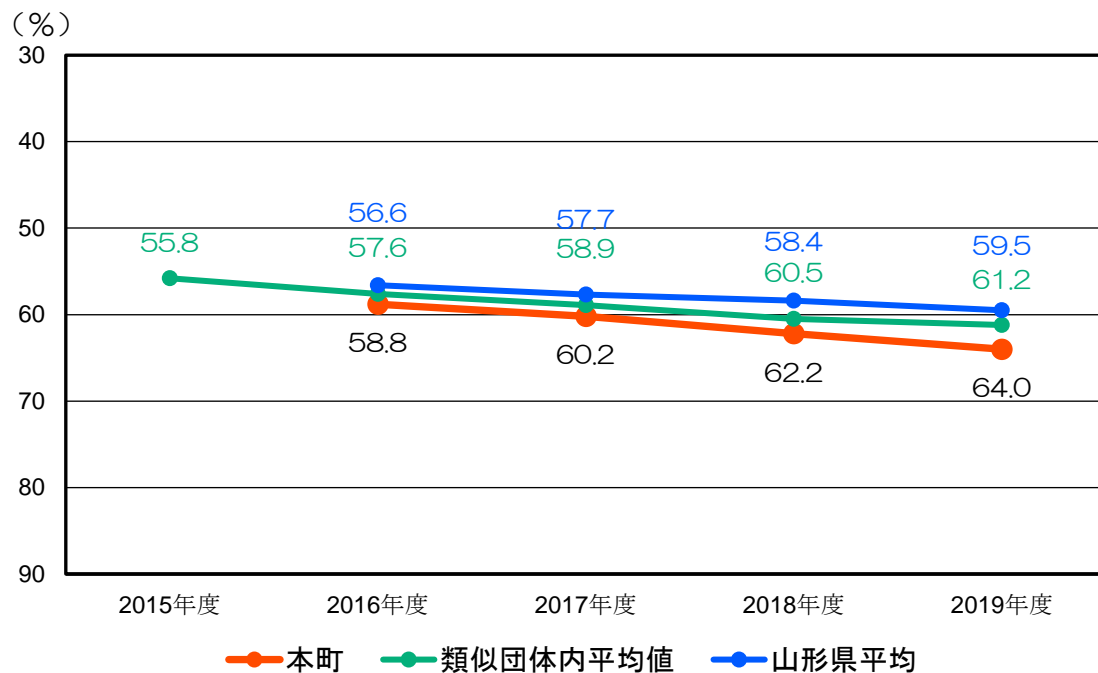
④土地

2021年度末時点で、町有地全体の面積は約2.6㎢となっています。
地目別にみると、「山林」が最も多く全体の20%弱を占めております。

(2) 有形固定資産減価償却率

有形固定資産減価償却率^{*3}は、64.0%となっており、年々約2%程度上昇しています。類似団体内平均値を2.8ポイントおよび山形県平均値を4.5ポイント上回るなど高い水準にあります。^{*4}

図表 2-7 有形固定資産減価償却率の推移



*3 有形固定資産減価償却率は、有形固定資産のうち、償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合のこと。公共施設等の老朽化の度合いを示す指標。

*4 総務省「市町村の財政状況資料集」令和元年度より。

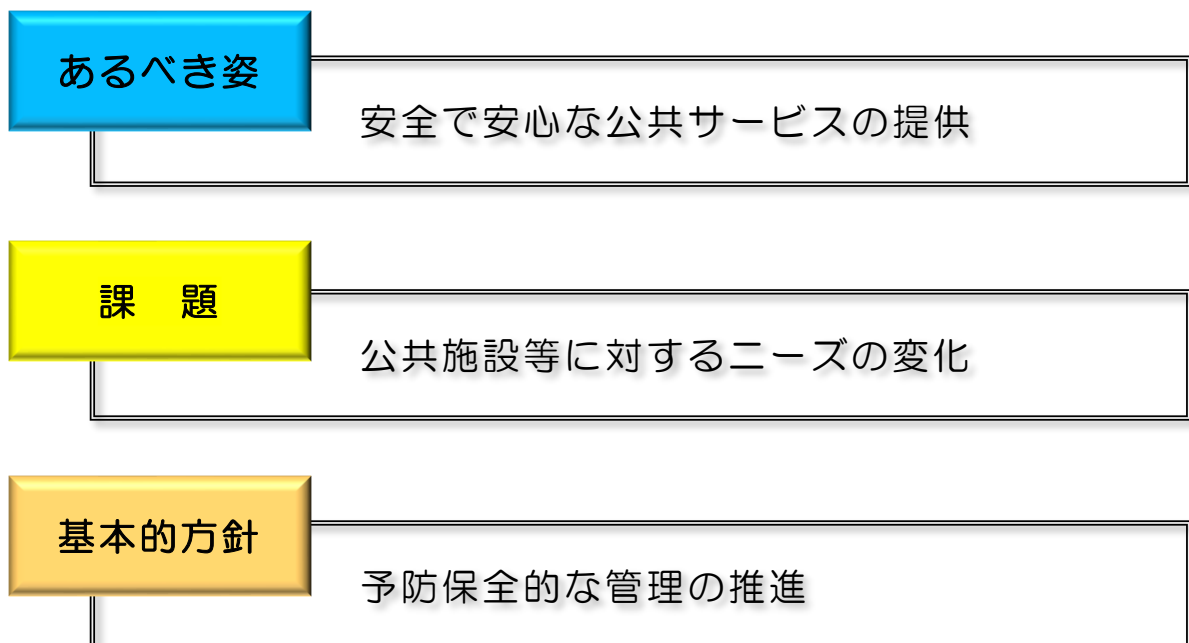
(3) 公共施設等の状況に起因する課題と対応の基本的方針

公共施設等は、生活及び経済活動の基盤として、安全で安心な公共サービスを提供する場であり、この役割が損なわれないようにするためには、継続的な維持管理が必要です。本町でもこれまで、公共施設等のさまざまな状況にあわせ、補修や更新などに取り組んできました。

しかし、生活や経済活動のあり方、それらの活動の基盤となる公共サービスのあり方、ないし、公共施設等に対するニーズは、生活や経済活動のスタイルの変化にともない変わっていきます。そのようななか、本町の公共施設等は、少子高齢化が予見される以前に整備されたものが多いため、現状を維持するだけでは、今後求められる公共サービスの提供に十分対応できない可能性があります。

このような事態を招かないようにするためには、老朽化していく公共施設等に対し、将来のニーズを見据えた予防保全的な管理を推進していかなければなりません。

以上より、公共施設等の状況を踏まえたうえで、公共施設等のあるべき姿、今後の課題及び課題に対する基本的方針を、以下のようにまとめます。



2. 人口の今後の見通しと課題

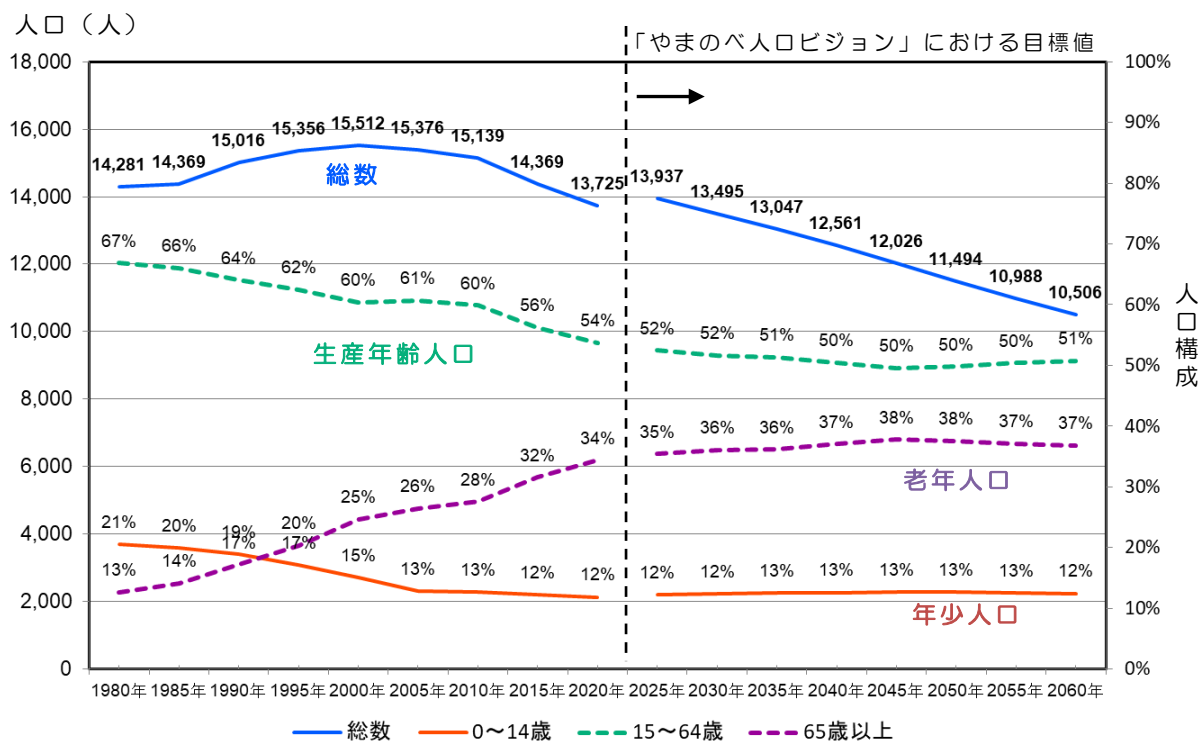
(1) 総人口や年代別人口についての今後の見通し

本町の人口は、2000年を境に減少傾向に転じており、国立社会保障・人口問題研究所は、2060年時点の本町の人口を7,100人程度と推計しています。また、全人口に占める年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）の割合は減少傾向にある一方、老年人口（65歳以上）の割合は、年々増加しています。

2020年3月に策定しました「やまのべ人口ビジョン/第2期やまのべ総合戦略」においては、町としての安定的成長を保つための2060年時点の目標人口を約10,500人に設定し、この目標人口を確保するための取組を講じています。

しかしながら、全国規模で進行しつつある人口減少及び少子高齢化傾向の完全な回避は困難であり、上で述べたような取組を経てもなお、総人口は向こう約40年間でおよそ3,200人減少し、生産年齢人口の割合は約3ポイント下降する一方、老年人口割合は約3ポイント程度上昇する見込みです。

図表 2-8 総人口及び年齢3区分別人口の推移



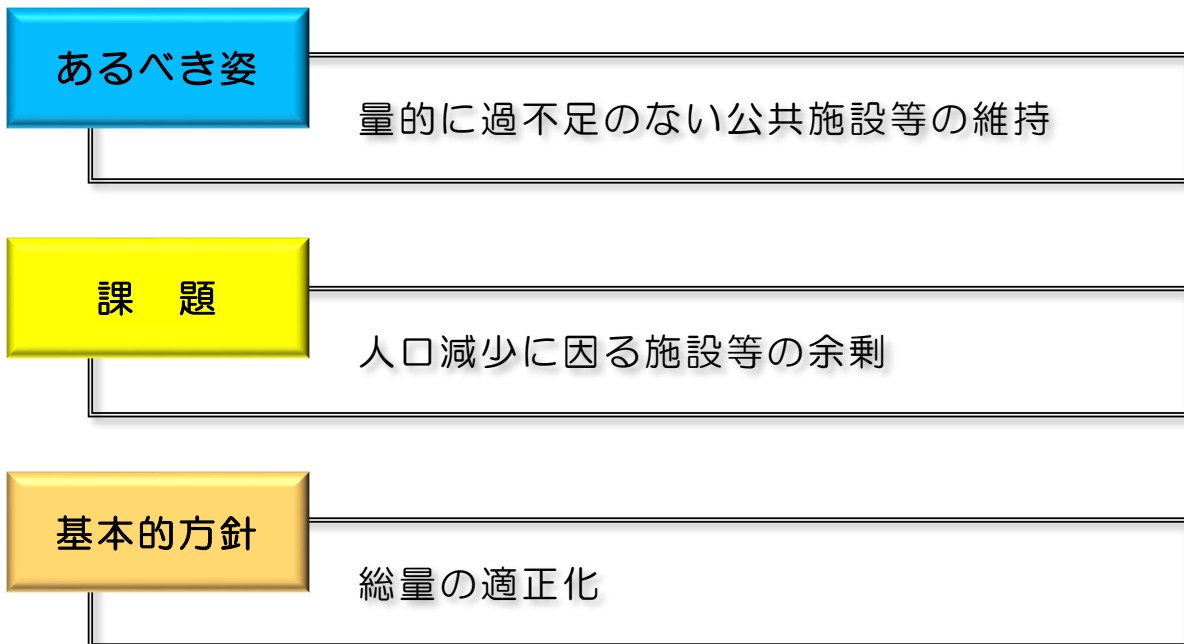
(2) 人口の今後の見通しに起因する課題と対応の基本的方針

公共施設等を確実かつ効率的に機能させていくためには、施設等の総量を、その利用状況に見合った必要十分な水準で維持することが重要です。

しかし、現在の公共施設等は、本町の人口のピークであった 2000 年以前に整備されたものが全体の 7 割を超えており、今後の人口減少が確実視されるなか、現在の公共施設等のすべてを維持し続けることは、施設の余剰を招き、住民の負担を増大させる結果となるおそれがあります。

このような事態を回避するためには、公共施設等の現在の利用状況を把握し、また今後の利用の程度を見込んだうえで、今後も本町が保有及び管理を継続すべき施設であるのか否かを判別し、施設等の総量の適正化に取り組んでいく必要があります。

以上より、人口の今後の見通しを踏まえたうえで、公共施設等のあるべき姿、今後の課題及び課題に対する基本的方針を、以下のようにまとめます。



3. 公共施設等に係る中長期的な費用の見込みと課題

(1) 歳入歳出の推移

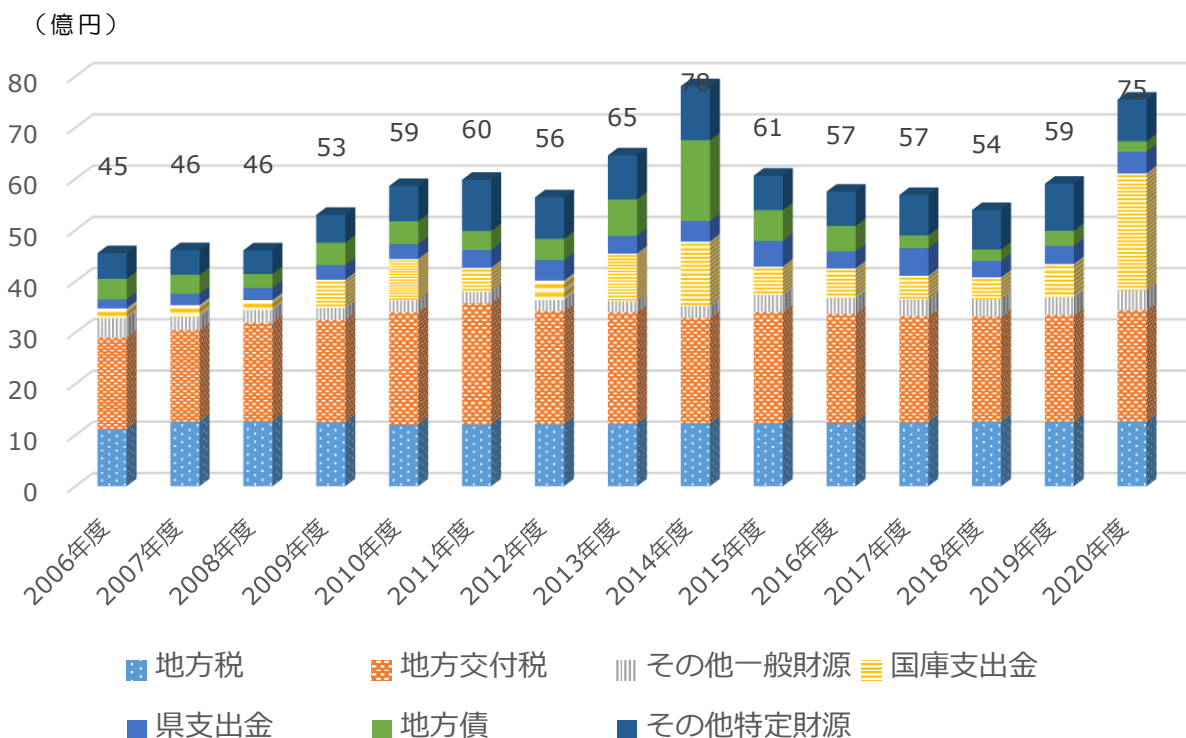
①歳入

2009年度以降、国の経済対策などにより特に国庫支出金が増加し、ここ数年の本町の歳入総額は、60億円前後となっています。

しかし、自主財源の中心である地方税は、12億円前後でほぼ横ばいが続いているため、自主財源比率は低い状況にあります。さらに、今後の生産年齢人口の減少により、自主財源比率はより低下していく可能性があります。

現在の地方財政制度においては、国庫支出金や地方交付税等が自主財源を補完する役割を担っている側面があるため、表面上の自主財源比率がそのまま、本町の財政の安定性を示すわけではないものの、これまで以上に自主財源の確保に努めなければならないことには変わりはありません。

図表 2-9 歳入の推移



②歳出

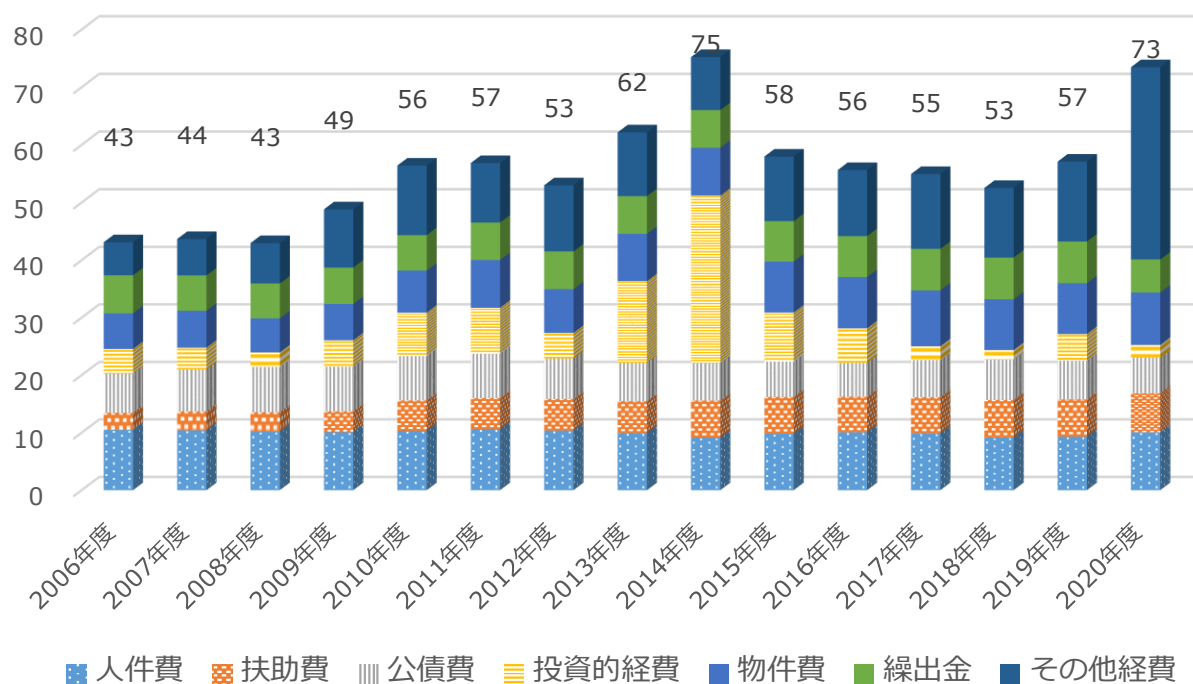
歳出のうち扶助費の額は、この10年で急激に増加しています（2006年度：3.0億円、2015年度：6.4億円、2020年度：6.8億円）。これは概ね、高齢者に係る社会保障費の増加に因るものであり、今後のさらなる老年人口の増加に伴い、扶助費は引き続き増加していくと考えられます。

一方、公共施設等に対する投資的経費については、2013年度から2014年度にかけて山辺中学校を改築しており一時的に増加していますが、その後は抑制されています。

しかし、義務的経費である扶助費の削減が困難であり、今後の歳入増加の見込みが低い以上、公共施設等に対する投資的経費や維持管理経費の削減検討は、避けられない状況といえます。

図表 2-10 歳出の推移

(億円)



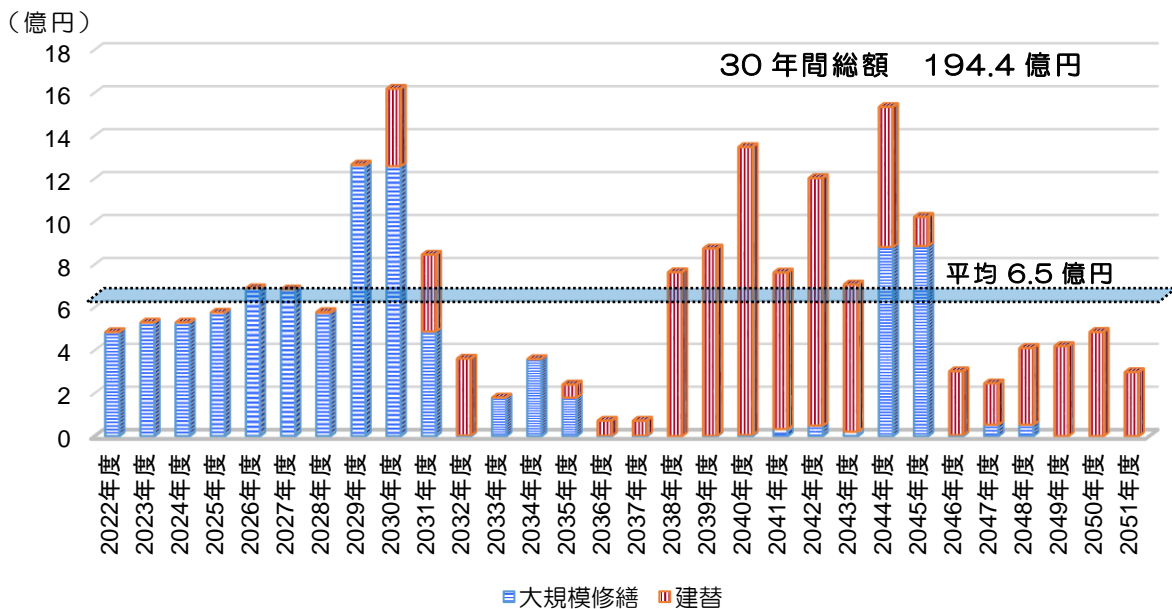
(2) 公共施設等に係る中長期的な費用の見込み

①建築物系施設（ハコモノ施設）

本町が所有するハコモノ施設を今後も保有し続けた場合の、将来の施設更新等に係る中長期的な費用を試算したところ、向こう30年間における総額は約194.4億円と見込まれます。

およそ2035年度頃までは、大規模修繕が中心となりますが、以降は、各施設とも建替を要する時期を迎えるため、相対的に多くの費用が必要となります。特に2040年度前後には、多くの施設の建替時期が集中するため、計画的に建替を前倒しする、あるいは施設を統合するといった対応の検討が必要です。

図表 2-11 ハコモノ施設の中長期的な費用見込み



～試算条件～

「公共施設更新費用試算ソフト」（一般財団法人地域総合整備財団）における初期設定値を基礎とした、以下の条件のもとで試算（ユニバーサルデザイン化にかかる費用は除く）。

○単価

施設類型	更新（建替）単価	大規模修繕単価
コミュニティ施設、生涯学習施設、産業施設、行政施設	40万円/㎡	25万円/㎡
学校施設、保育所	33万円/㎡	17万円/㎡
スポーツ施設、保健福祉センター、山辺温泉保養センター、その他	36万円/㎡	20万円/㎡
防災施設（消防ポンプ車庫）、リサイクルステーション	20万円/㎡	12万円/㎡
公営住宅等	28万円/㎡	17万円/㎡

○周期及び工期

- ・ 60年に1度、設計等を含め3年の工期で更新
- ・ 建替の30年後に、設計等を含め2年の工期で大規模修繕

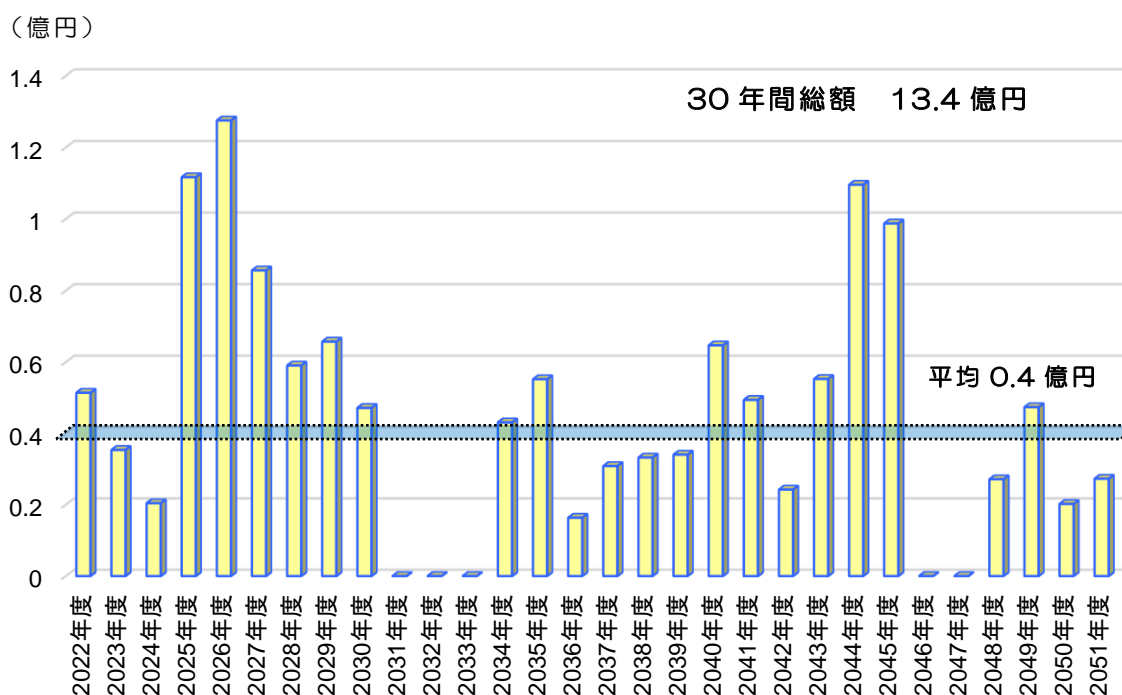
②建築物系施設（屋外施設）

本町が所有する屋外施設を今後も保有し続けた場合の、将来の施設更新等に係る中長期的な費用を試算したところ、向こう30年間における総額は約13.4億円と見込まれます。

1年度あたりの平均額は0.4億円ですが、2025年度頃には1.1億円ほどの費用が見込まれる一方で、2032年度前後は数年にわたり費用がほぼ発生しないなど、年度間の費用見込み額に大きく差が生じています。

したがって、屋外施設に対してもハコモノ施設と同様に、施設更新の時期を分散させ、かつ、費用を低減させるための取組が必要です。

図表 2-12 屋外施設の中長期的な費用見込み



～試算条件～

以下を基本条件として試算（ユニバーサルデザイン化にかかる費用は除く）。

○単価

当初の建設に要した額と同額

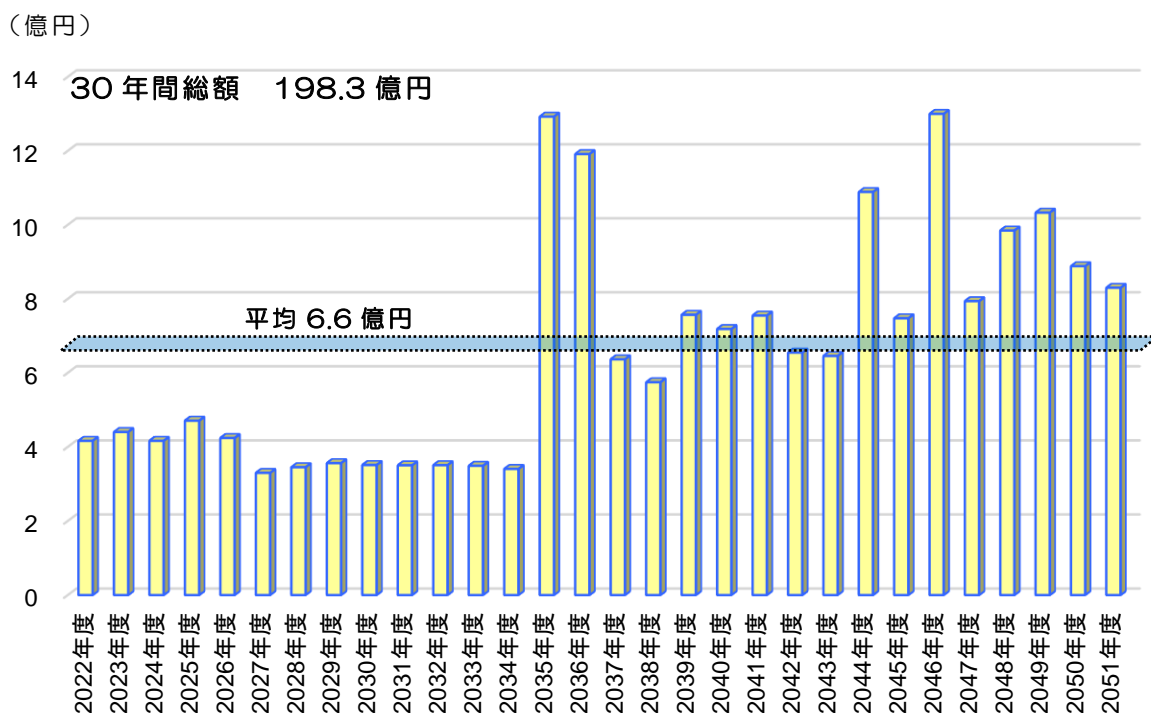
○周期及び工期

- ・ 耐用年数が経過した時点で、設計等を含め2年の工期で更新
- ・ 耐用年数の2分の1が経過した時点で、設計等を含め2年の工期で大規模修繕
- ・ 屋外産業施設（源長寺沼ふれあい農園）は、比較的簡易な施設のため更新・大規模修繕ともに1年の工期。

③インフラ施設

本町が管理するインフラ施設の、将来の更新等に係る中長期的な費用を試算したところ、向こう30年間に於ける総額は約198.3億円、1年度あたりの平均額は6.6億円となります。

図表 2-13 インフラ施設の中長期的な費用見込み



～試算条件～

「公共施設更新費用試算ソフト」（一般財団法人地域総合整備財団）における初期設定値を基礎とした、以下の条件のもとで試算（ユニバーサルデザイン化にかかる費用は除く）。

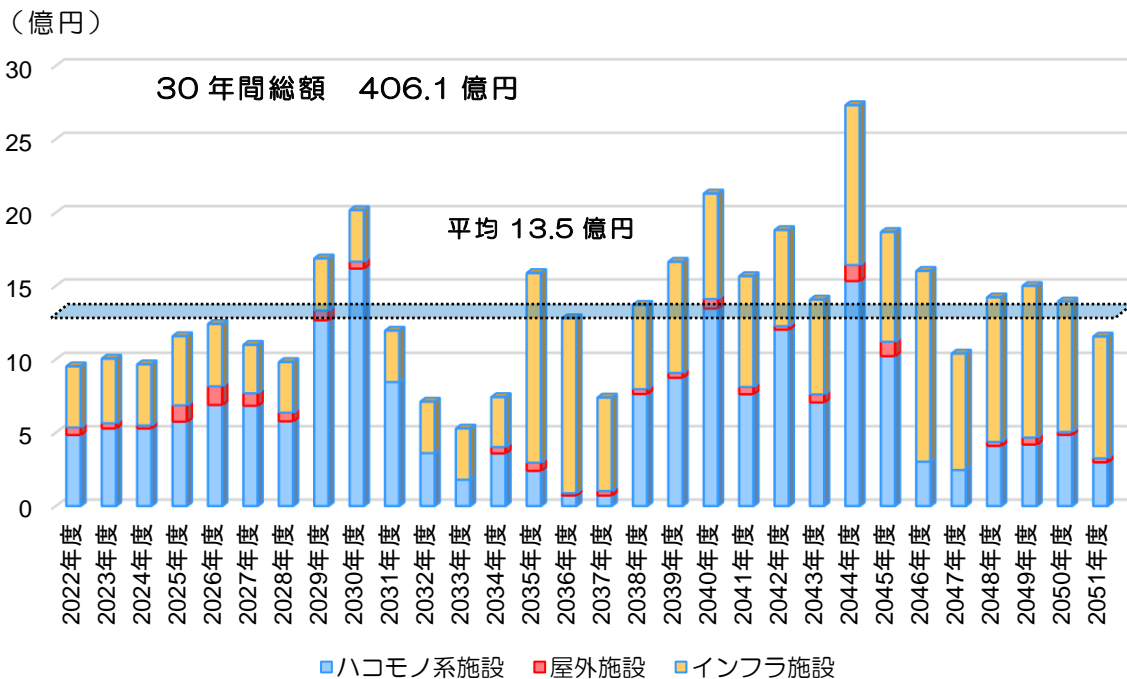
○単価及び周期

施設類型	更新単価	周期
道路	4,700 円/m ²	15 年
橋梁（PC/RC）	42.5 万円/m ²	60 年
橋梁（鋼）	50 万円/m ²	60 年
簡易水道等（導水管/送水管）	10 万円/m	40 年
簡易水道等（配水管 150mm 以下）	9.7 万円/m	40 年
簡易水道等（配水管 150mm 超）	10 万円/m	40 年
下水道/農業集落排水 管渠	12.4 万円/m	50 年
公園	過年度の整備費用実績にもとづき算定	

④公共施設等全体

①ハコモノ施設、②屋外施設、③インフラ施設のそれぞれに係る中長期的な費用を合計した、向こう30年間に於ける本町の公共施設等全体に係る中長期的な費用の総額は約406.1億円です。

図表 2-14 公共施設等全体の中長期的な費用見込み



この中長期的な費用の1年あたり平均額は13.5億円ですが、この額は、本町の直近10年における投資的経費の平均額8.1億円を上回っています。加えて、今後の生産年齢人口の減少も考慮すれば、公共施設等の維持に係る住民一人当たりの負担額は、現在より大きくなっていくと考えられます。

図表 2-14 公共施設等の中長期的な費用の1年1人あたり負担額比較

	1年あたりの公共施設等に係る中長期的な費用(A)	期間中の平均人口(B)	期間中の平均生産年齢人口(C)	人口1人あたり負担額(A)/(B)	生産年齢人口1人あたり負担額(A)/(C)
(実績) 2020年度までの過去10年間	8.1億円	14,411人	8,083人	56,350円	100,467円
(見込み) 将来30年間	13.5億円	12,897人	6,623人	104,958円	204,385円

※期間中の平均人口および平均生産年齢人口は、2020年度までは国勢調査結果、2025年以降は「やまのべ人口ビジョン」における目標値。

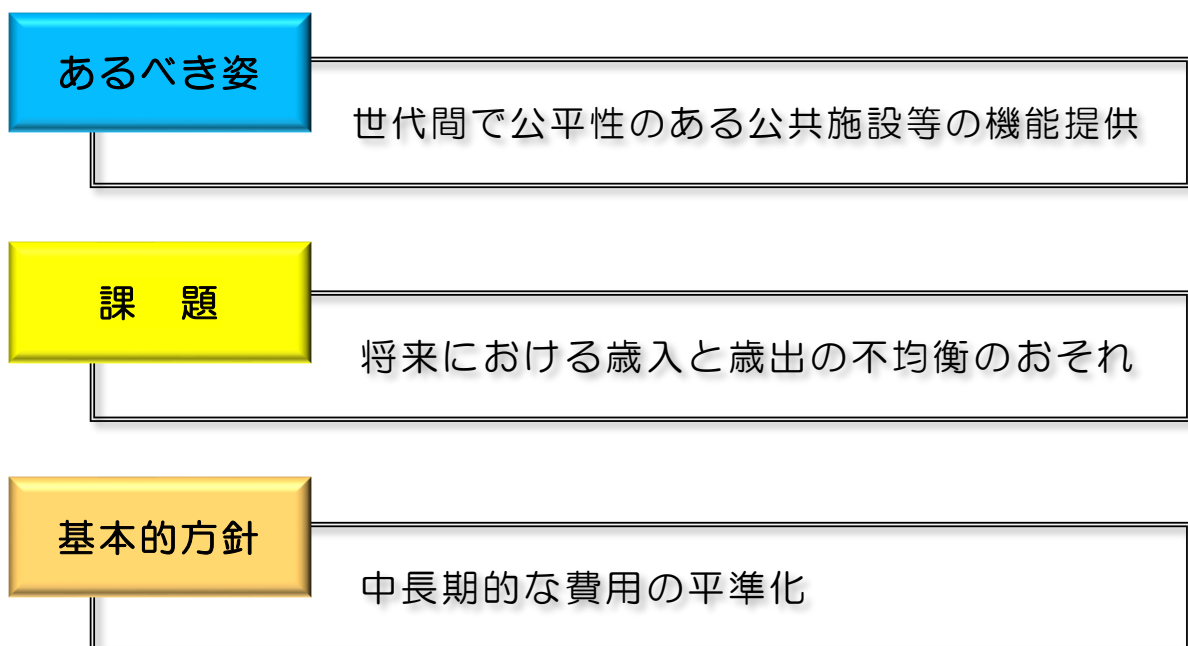
(3) 中長期的な費用見込みに起因する課題と対応の基本的方針

公共施設等は、住民の各世代の生活及び経済活動に対して、公平性をもって機能することが望まれるものであり、公共施設等の質的あるいは量的な充実性に、時期によってムラが生じないように、調整を図っていく必要があります。

しかし、歳入の減少により、公共施設等に対する投資額は徐々に抑制していかざるをえない一方、今後、多くの公共施設等が更新や大規模修繕を要すると見込まれる時期を迎え、かつ、その時期が分散しているため、時期によっては、歳入と歳出の均衡を保つことが非常に難しくなると想定されます。この不均衡を是正するための手段として、必要な公共施設等の更新などを先送りし歳出を一時的に減らす、あるいは、地方債の発行などにより一時的に歳入を増やすなどの方法を採用してしまえば、将来の負担はさらに増大してしまいます。

世代間の不公平を広げないためには、定期的な点検を経て公共施設等の老朽化状況をより詳細に把握し、更新や大規模修繕を先送りしても利用上の安全性に支障がないのか、あるいは、更新などを前倒しして実施した方が中長期的な便益が増すのかなど、施設ごとに検討した上で、中長期的な費用の発生額を平準化する取組が必要です。

以上より、公共施設等に係る中長期的な費用の見込みを踏まえたうえで、公共施設等のあるべき姿、今後の課題及び課題に対する基本的方針を、以下のようにまとめます。



(4) 基本の方針に関する数値目標の明確化について

本計画の策定から5年が経過し、この間「山辺町学校施設長寿命化（個別施設）計画」、「山辺町公営住宅長寿命化計画」、及び「山辺町公共施設等総合管理計画個別施設計画」等の各個別施設計画を策定し、長寿命化対策を反映した場合の維持管理や更新等に係る経費の見込み等を示しています。これに加えて各個別施設計画に基づき統廃合や目的を果たした施設の用途廃止等を行いトータルコストが縮減されることにより、本計画の進捗や効果等について客観的な評価がなされることとなります。

今後は、計画の実効性を確保するため、計画期間における公共施設の数・延べ床面積等に関する目標や、トータルコストの縮減・平準化に関する目標などについて、数値目標を設定するなど目標の定量化について検討を行います。

さらに、設定した数値目標に照らして取組みを評価し、本計画の改訂につなげていくなど、PDCAサイクルの確立に努めます。

Ⅲ. 公共施設等の管理に関する全庁的取組方針

「Ⅱ. 公共施設等の現状、将来の見通し及び課題」で、「基本の方針」として、識別した課題ごとの取組の方向性を示しました。

ここでは、「基本の方針」にしたがい全庁的に推進する、公共施設等の管理の取組方針について提示します。

1. 点検・診断等の実施方針

- 点検及び診断等を実施し、公共施設等が高い危険性にさらされた状態にないか、定期的に確認します。
- 点検及び診断等にあわせ、各施設等の利用状況について把握し、住民のニーズに答えられているか否かを検証します。
- 点検及び診断等の結果は、データとして集積・蓄積していき、以降の計画の適宜見直しにも活用していきます。

2. 安全確保の実施方針

- 高い危険性が認められた公共施設等は、速やかに利用停止とし、加えて周辺への立入を禁止するなどして、事故の予防を図ります。
- 高い危険性を有しながらも、利用者にとって便益性が高い（利用率が高い）施設等に対しては、早急に修繕などを行い、1日でも早い利用再開に努めます。
- 高い危険性が認められ、利用率が低いなど、利用再開の必要性が低い施設等は、さらに検証や検討を行い、施設の廃止や除却の対象としていきます。

3. 耐震化の実施方針

（1）建築物系施設

- ハコモノ施設と一部の屋外系施設のうち、以下の要件を満たす施設等については、「第3次山辺町耐震改修促進計画」（2021年3月策定）に基づきながら、引き続き耐震改修を進めます。
 - ・旧耐震基準のもとで建設された施設
 - ・耐震補強工事が未了の施設
 - ・当面の建替、あるいは廃止及び解体予定のない施設

- ・当面の大規模修繕工事あるいは長寿命化工事の予定がない施設（大規模修繕工事あるいは長寿命化工事が予定されている施設については、当該工事の際に併せて耐震補強を実施します。）

（２）インフラ系施設

○インフラ系施設（及び一部の屋外施設）については、その種類により、用途や構造が大きく異なるため、種類ごとにそれぞれ、耐震化対策を検討し、実行します。

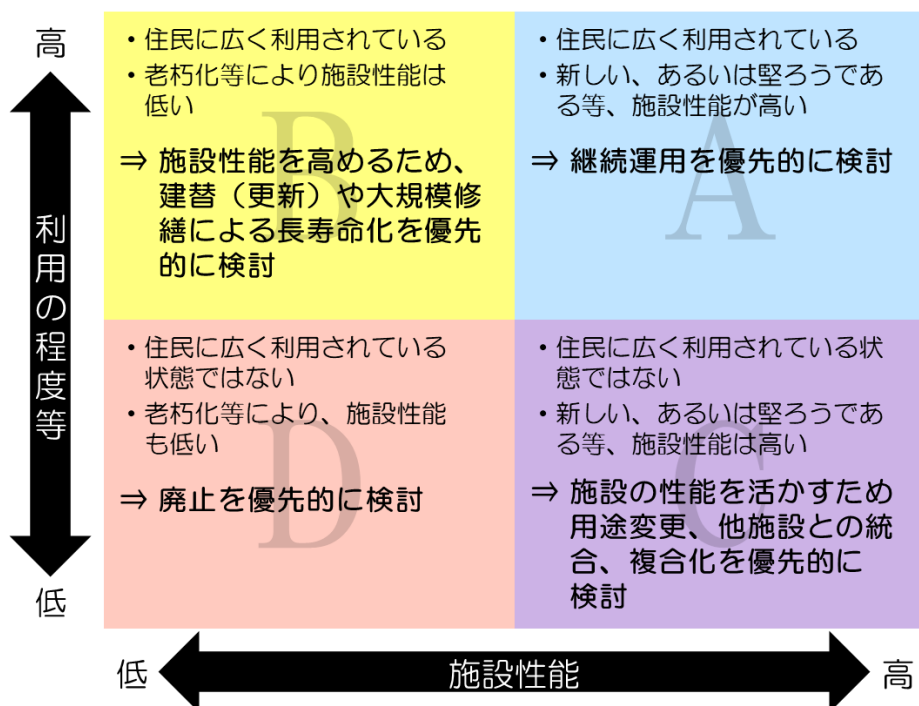
4. 更新・修繕・長寿命化・統廃合等の実施方針

（１）建築物系施設

○各施設に対し、「利用の程度等」と「施設性能」の２つの観点から評価を行い、大きく以下４つの取組方針に分類します。

- A. 継続運用を優先的に検討する施設
- B. 建替（更新）、あるいは大規模修繕による長寿命化を優先的に検討する施設
- C. 用途変更や他施設との統合あるいは複合化を優先的に検討する施設
- D. 廃止を優先的に検討する施設

図表 3-1 建築物系施設に対する更新等の実施方針



- 住民のニーズにあった（費用対効果の高い）施設に対しては、予防保全的な管理に取り組みます。また更新や大規模修繕、長寿命化にあたっては、PPP・PFI^{*5}の活用を検討するとともに、計画的な実施により、費用の平準化を図ります。
- 住民のニーズにあっていない（ニーズに答えられていない）施設については廃止、あるいはニーズにあうよう統廃合などを行うことにより、施設総量の適正化に取り組みます。

（２）インフラ系施設

- インフラ系施設は、継続運用を前提として、定期的な点検・診断などにより状況把握を行いながら、施設の種類ごとに用途に合った管理に取り組みます。

５．ユニバーサルデザイン化の推進方針

- 公共施設の改修や更新等を行う際には、「第２次山辺町地域福祉計画」（平成30年3月策定）に掲げる、「バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進」を踏まえ、誰もが住みやすいまちづくりを行っていくために、公共施設のバリアフリー化を継続的に実施するとともに、誰もが使いやすいユニバーサルデザイン化を推進します。
- 高齢者、障害のある人、妊婦や子供連れ等誰もがスムーズに移動でき、利用できるよう、段差、狭い通路、わかりにくい案内表示等を見直し、課題の抽出および改善等の検討を行います。
- ユニバーサルデザインのまちづくりは、災害発生時に障害のある人も含め、町民の円滑な避難行動につながることから、災害に強くしなやかなまちづくりの観点からも重要な取り組みと考えます。

*5 PPPはPublic Private Partnership、PFIはPublic Finance Initiativeの略。PFIとは、公共施設等の設計や建設、維持管理及び運営にあたって、民間のノウハウや資金を活用し、公共サービスの効率的かつ効果的な提供を目指すこと。PPPは、PFIのさらに上位の概念で、指定管理者制度や包括的民間委託などの手法も含め、民間の参入範囲をより広範に捉えたもの。

IV. 施設類型ごとの管理に関する取組方針

ここでは、「Ⅲ. 公共施設等の管理に関する全庁的取組方針」に記載した管理取組方針の、各施設類型における適用方針を示しています。

1. 体系

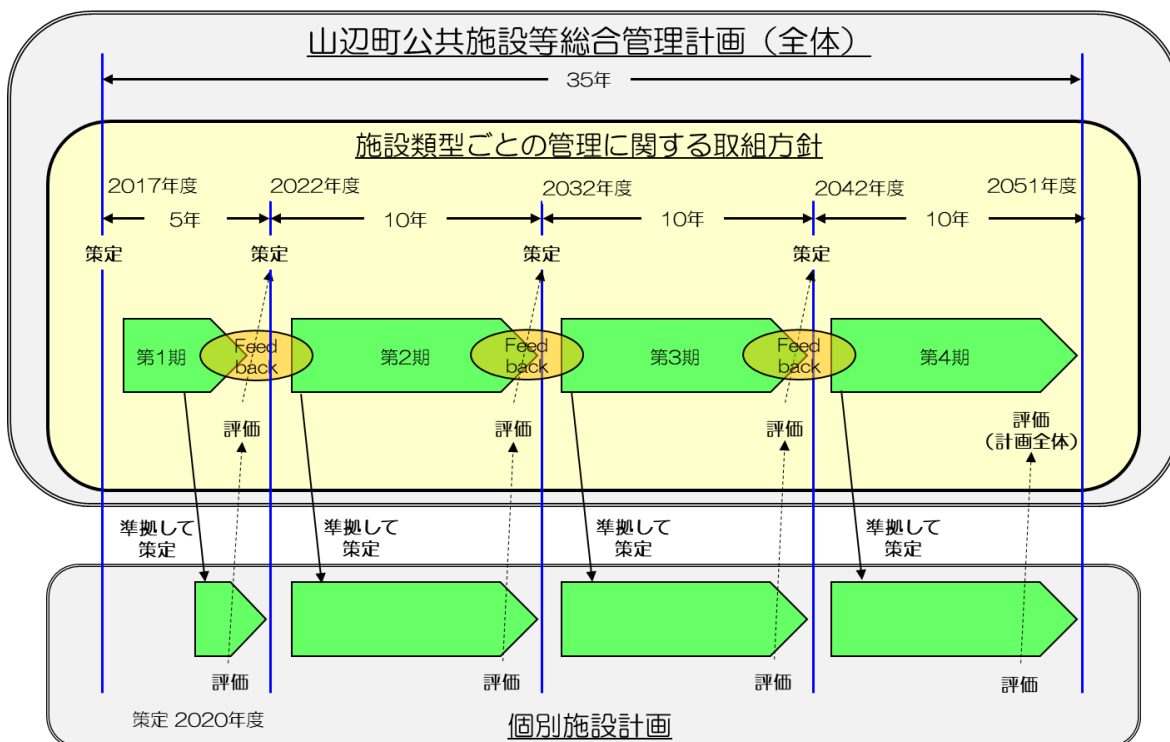
本計画の実効性を高めるため、進捗状況などの定期的な評価を行い、その結果に応じ、計画の更新を行います。

具体的には、計画期間 35 年を 4 期間に分割し（第 1 期：1～5 年目、第 2 期：6～15 年目、第 3 期：16～25 年目、第 4 期：26～35 年目）、各期の終了時期に当該「施設類型ごとの管理に関する取組方針」の進捗ないし達成状況を評価し、その評価結果を、翌期の計画更新に反映させます。第 4 期の終了時期においては、「施設類型ごとの管理に関する取組方針」のみならず、本計画全体の達成状況を評価します。

一方、個別施設計画（P.2 参照）は、第 1 期中にすべての対象施設について策定を終えています。個別施設計画は、各施設が属する施設類型の「施設類型ごとの管理に関する取組方針」に準拠しながら策定し、その進捗ないし達成状況の評価は、その施設が属する施設類型の「施設類型ごとの管理に関する取組方針」の評価の一部を構成します。

山辺町公共施設等総合管理計画第 2 期以降における個別施設計画は、「施設類型ごとの管理に関する取組方針」に合わせて 10 年ごとに更新します。

図表 4-1 施設類型ごとの管理に関する取組方針と個別施設計画の関係



2. 施設類型ごとの管理に関する取組方針

(1) コミュニティ施設

対象	施設数	ハコモノ 延床面積 (㎡)	設置根拠	
			関係する法令等	設置義務の有無
公民館（中央・大寺・相模・近江・山辺北部・山辺東部・山辺南部）	8	6,629	（公民館） 社会教育法 （コミュニティセンター） 地方自治法	無
計画期間中の費用及び負担額見込み				
緑ヶ丘コミュニティセンター	中長期的な費用		人口1人あたり 年平均負担額	生産年齢人口 1人あたり 年平均負担額
	31.3 億円		8.1 千円	15.7 千円

現状及び将来の見通し

○公民館は、社会教育法に則った教育施設であり、公民館にて行う事業も同法に規定されているのに対し、コミュニティセンターは、地方自治法における「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」として設置し

ているものです。

- 8 施設のうち 6 施設（中央・大寺・相模・近江・山辺東部・山辺南部）が、1990 年以前に建てられたものです。この 6 施設の総面積は 5,524 m²で、コミュニティ施設全体の総面積の約 83%を占めています。
- これらの施設は建設後 30 年以上が経過していますが、この間に、本町の老年人口の割合は 16 ポイント超上昇し、一方で生産年齢人口の割合は約 7 ポイント下降しました。
- ここ数年、コミュニティ施設全体としての利用者数に大きな増減はありませんが、施設別にみると、利用者数が減少してきている施設もあります。
- 現在の施設を今後もすべて同規模で維持した場合、向こう 30 年間で必要となる施設の更新及び大規模修繕の費用見込みは、およそ 31.3 億円です。

②課題

- 今後も高齢化が進行するとともに、人口減少にも拍車がかかるため、こうした人口及び人口構造の変化に対し柔軟な対応が行えるよう、施設のあり方や施設数を見直す必要があります。
- 特に 1980 年代前半には、3 施設（大寺・相模・山辺東部）の新規建設が集中しており、そのため将来の建替えの時期もほぼ同時に到来することから、費用が一時期に集中しないように、施設更新の優先順位付けを行う必要があります。
- 全国の自治体で、コミュニティセンターを、社会教育を含めた生涯教育の場として活用しようとする例が増加しており、既存の公民館を、コミュニティセンターに改めて運用する自治体もあります。設置根拠となる法令は異なるものの、実態として、コミュニティセンターが公民館の役割も担う傾向がある中、本町も、公民館、コミュニティセンターの双方を有しており（公民館 7、コミュニティセンター 1）、施設のあり方や施設数の見直しの際には、公民館とコミュニティセンターのそれぞれが担うべき役割も含めて検討する必要があります。

③管理に関する取組方針

A.点検・診断等の実施方針

- 施設の状態を把握するため、定期的に点検・診断を行い、その結果を集積・蓄積していきます。また、必要と認められる軽微な修繕はその都度、実施します。
- 施設の利用者の数、年齢及び目的など、施設のあり方や施設更新の優先順位付けを検討するため、必要な情報を集積・蓄積していきます。

B.安全確保の実施方針

- 高い危険性が認められた場合は、速やかに利用停止とします。
- 利用停止とした施設は、更新・修繕・長寿命化・統廃合の実施方針に照らしながら、利用再開のための修繕を行うか、廃止・除却を行うかを判断します。

C.耐震化の実施方針

- 8施設のうち6施設（相模・近江・山辺東部・山辺南部・山辺北部・緑ヶ丘コミュニティセンター）は、現行の耐震基準施行後に建設しており、残りの2施設（中央・大寺）についても、耐震補強工事により現行の耐震基準に適合した施設となっていますので、コミュニティ施設の耐震化は完了しています。

D.更新・修繕・長寿命化・統廃合の実施方針

- 現状で、他の施設と比較して明らかに利用者数が少ないといえるコミュニティ施設はないものの、当該施設は学校施設、スポーツ施設に次いで投資金額ないし保有量（延床面積）が大きく、統廃合の必要性が相対的に高いと考えられます。今後の各施設の年代別利用者数及び利用内容、さらには、課題でも述べたとおり、公民館とコミュニティセンターの役割にも配慮しながら、段階的な統廃合等の検討を行います。
- 統廃合の検討のうえ継続運用する施設に対し、大規模修繕を行う際には、施設の構造上可能な場合は、施設を長寿命化する施工を同時に行い、より長く利用できる施設とします。
- 大規模修繕の時期が極力重ならないように、点検・診断の結果にもとづいて、修繕の優先順位を決定します。

E.ユニバーサルデザイン化の実施方針

- 車いす使用者用トイレ等の整備、出入口の段差解消、視覚障害者用ブロックの整備、授乳室や託児室の整備、多言語による案内を行うための施設の整備等、公共施設等の適正管理の枠組みの中で、ユニバーサルデザイン化を計画的に推進します。

(2) 保健福祉施設

対象	施設数	ハコモノ 延床面積 (㎡)	設置根拠	
			関係する法令等	設置義務の有無
保健福祉センター 保育所	2	2,724	(保健福祉センター) 地方自治法 (保育所) 児童福祉法	無
	計画期間中の費用及び負担額見込み			
	中長期的な費用		人口1人あたり 年平均負担額	生産年齢人口 1人あたり 年平均負担額
	5.1億円		1.3千円	2.6千円

①現状及び将来の見通し

- 2施設ともに、建設後25年未満であり、他の施設類型と比較して相対的に新しい施設といえます。
- 本町の児童数は、1980年以降、減少の一途をたどっており、今後も引き続き減少することが予想されます。しかし、共働き家庭の増加等が要因となり、待機児童数は増加傾向にあります。
- 保健福祉センターの利用者は、徐々に増加しています。
- 現在の施設を今後もすべて同規模で維持した場合、向こう30年間で必要となる施設の更新及び大規模修繕のための費用見込みは、およそ5.1億円です。

②課題

- 保育所への入所希望児童が増加する一方、町内の私立幼稚園への入園希望児童は減少傾向にあるため、認定こども園^{*6}等への支援対策などの対応を図っていく必要があります。
- 2つの施設はともに、およそ向こう12年以内に大規模な修繕を要すると想定されるため、この修繕に関連して発生する費用の平準化の検討が必要です。

③管理に関する取組方針

A.点検・診断等の実施方針

- 施設の状態を把握するため、定期的に点検・診断を行い、その結果を集積・蓄積していきます。特に保育所は、利用者が主に児童であることを念頭に点検・診断を行い、軽微な修繕については、必要に応じてその都度実施します。

*6 小学校就学前の子供に対する保育及び教育、並びに保護者に対する子育て支援の、総合的な提供を行う施設。

○施設の利用者数（入所者数）をはじめとした、施設の管理方針を随時見直すため、必要な情報を集積・蓄積していきます。

B.安全確保の実施方針

○高い危険性が認められた場合は、速やかに利用停止とします。

○利用停止とした施設は、更新・修繕・長寿命化・統廃合の実施方針にも照らしながら、利用再開のための修繕を行うか、廃止・除却を行うかを判断します。

C.耐震化の実施方針

○いずれの施設も、現行の耐震基準施行後に建設したものであるため、保健福祉施設の耐震化は完了しています。

D.更新・修繕・長寿命化・統廃合の実施方針

○当面は、保育所の新設は行わず、認定こども園等への支援対策などを行うことにより、児童保育の場の確保に努めます。

○2つの施設ともに、施設の利用状況に大きな減少がなければ、一定の老朽化が進んだ際には大規模な修繕を行うことにより、長期的に継続運用していくことを前提とします。また、大規模修繕の際には、施設の利用状況と施設の構造の双方に着目し、延命に適した（延命が技術的に可能な）施設と判断される場合は、同時に施設を長寿命化する施工を行い、より長く利用できる施設とします。

○大規模修繕の時期が極力重ならないように、点検・診断の結果にもとづいて、修繕の優先順位を決定します。

E.ユニバーサルデザイン化の実施方針

○車いす利用者用トイレ等の整備、出入口の段差解消、視覚障害者用ブロックの整備、授乳室や託児室の整備、多言語による案内を行うための施設の整備等、公共施設等の適正管理の枠組みの中で、ユニバーサルデザイン化を計画的に推進します。

(3) 学校施設

対象	施設数	ハコモノ 延床面積 (㎡)	設置根拠	
			関係する法令等	設置義務の有無
山辺中学校 山辺小学校 相模小学校 給食センター	4	20,651	(小中学校) 学校教育法 (給食センター) 学校給食法	小中学校：有 給食センター：無
			計画期間中の費用及び負担額見込み	
	中長期的な費用	人口1人あたり 年平均負担額	生産年齢人口 1人あたり 年平均負担額	
	79.1 億円	20.4 千円	39.8 千円	

①現状及び将来の見通し

- 4 施設のうち山辺小学校・相模小学校・給食センターが、1990年以前に建てられたものです。この3施設の総面積は11,053㎡で、学校施設全体の総面積の約半分です。
- 山辺中学校は、2015年3月に改築しました。
- 旧大寺小学校は2019年度に学校統廃合により閉校しました。
- 旧作谷沢小・中学校は2021年度に学校統廃合により閉校しました。
- 本町の児童数は、ここ数年に限れば、大きな変動はないものの、前述の3施設が建設された時期と比較すると、減少しています。
- 現在の施設を今後もすべて同規模で維持した場合、向こう30年間で必要となる施設の更新及び大規模修繕のための費用見込みは、およそ79.1億円です。

②課題

- 小学校については、各校の児童数に開きがあります。公立学校は、教育を受ける機会を、公平性をもって与える場として重要であるため、公共施設等のなかでも効率的な施設の配置が難しい面があります。しかし、今後さらに児童数の減少が予想されることから、施設の更新等の費用を低減するための検討が必要です。
- 学校施設は、およそ向こう10年以内に大規模な修繕が必要となり、その総額は21億円程度と見込まれます。計画期間内全体で、費用の平準化を図る必要があるなかで、まずは間近に控えた大規模修繕費用の平準化から、取り組んでいく必要があります。

③管理に関する取組方針

A.点検・診断等の実施方針

- 施設の状態を把握するため、定期的に点検・診断を行い、その結果を集積・蓄積していきます。学校は、利用者が主に児童生徒であることを念頭に点検・診断を行い、軽微な修繕については、必要に応じてその都度、実施します。
- 施設の利用者数（児童生徒数）や給食センターの配食数など、施設の管理方針を随時見直すため、必要な情報を集積・蓄積していきます。

B.安全確保の実施方針

- 高い危険性が認められた場合は、速やかに利用停止とします。
- 利用停止の期間中は、安全が確保されるまで休校、あるいは代替施設で授業を行うなどの対応を図る一方で、更新・修繕・長寿命化・統廃合の実施方針及び危険性の度合にも照らしながら、利用再開のための修繕を行うか、廃止・除却を行うかを判断します。

C.耐震化の実施方針

- 山辺中学校・給食センターは、現行の耐震基準施行後に建設しており、山辺小学校・相模小学校についても、耐震補強工事により現行の耐震基準に適合した施設になっていますので、学校施設の耐震化は完了しています。

D.更新・修繕・長寿命化・統廃合の実施方針

- 小学校の適性配置については、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」（文部科学省）にしたがい、引き続き児童数の推移を観察しながら長寿命化・統廃合等の検討をすすめます。
- 費用の平準化のため、点検・診断の結果にもとづき、大規模修繕の優先順位を決定します。検討の結果、優先順位を下げた施設については、修繕実施までの間は点検・診断の頻度を上げるなど、安全性の確保に努めます。
- 大規模修繕の際に、同時に長寿命化に係る施工を行うか否かは、将来的な学校統廃合の可能性を慎重に検討したうえで判断します。
- 山辺中学校、相模小学校、山辺小学校について向こう30年間で必要となる施設の更新及び大規模修繕のための費用見込みは、およそ68.7億円^{*7}と試算されますが、「山辺町学校施設長寿命化（個別施設）計画」による長寿命化対策を反映した場合、62.6億円に縮減されると見込まれます（対策の効果額6.1億

*7 ハコモノ系施設のみ対象とし、屋外学校施設は含めない。

円) *8。

E.ユニバーサルデザイン化の実施方針

○障害のある児童生徒等が安全かつ円滑に学校施設を利用するため、トイレの整備、出入口の段差解消など個々の障害の状態や特性等に応じた適切な整備等を公共施設等の適正管理の枠組みの中で、計画的に推進します。

(4) 生涯学習施設

対象	施設数	ハコモノ 延床面積 (㎡)	設置根拠	
			関係する法令等	設置義務の有無
ふるさと交流センター ふるさと資料館 繊維産業歴史資料館 安達峰一郎生家	4	865	地方自治法	無
	計画期間中の費用及び負担額見込み			
	中長期的な費用	人口1人あたり 年平均負担額	生産年齢人口 1人あたり 年平均負担額	
	2.8億円	0.7千円	1.4千円	

①現状及び将来の見通し

○2010年以降に建てられた施設が1つ（ふるさと交流センター）、1990年前後に建てられた施設が2つ（ふるさと資料館・繊維産業歴史資料館）あります。安達峰一郎生家は、江戸時代後期に建てられ、1960年代前半に町に寄贈されました。

○ふるさと資料館及び安達峰一郎生家は、本町の住民のみならず、町外からの観光客も利用者として見込まれます。本町の観光客数は、町全体としてはここ数年で目立った変化はありませんが、羽前山辺駅周辺の中心市街地では、増加しています。

○ふるさと交流センター及びふるさと資料館の利用者数は、増加傾向にある一方、繊維産業歴史資料館は、減少傾向にあります。

○現在の施設を今後もすべて同規模で維持した場合、向こう30年間で必要となる施設の更新及び大規模修繕のための費用見込みは、およそ2.8億円です。

②課題

○本町の人口は今後減少することが予想されるため、今後はさまざまな訪問客も

*8 「山辺町学校施設長寿命化（個別施設）計画」にて示された維持・改築コストの縮減率（8.9%）をもとに比較。

視野に入れた施設の整備を行うなど、施設のあり方の見直しが必要です。

- 施設の見直しを行ってもなお、利用者の増加が見込めない施設については、段階的に他の施設等の統合、あるいは施設の廃止を検討する必要があります。
- 1990年前後に建設された2施設（ふるさと資料館・繊維産業歴史資料館）についてはともに、向こう10年以内に大規模な修繕を要すると想定されるため、この修繕に関連して発生する費用の平準化の検討が必要です。

③管理に関する取組方針

A.点検・診断等の実施方針

- 施設の状況を把握するため、定期的に点検・診断を行い、その結果を集積・蓄積していきます。特に安達峰一郎生家は、江戸時代からの歴史的な建造物であることに配慮して、維持管理に努めます。
- 施設の利用者数や訪問目的など、施設の管理方針を随時見直すため、必要な情報を集積・蓄積していきます。

B.安全確保の実施方針

- 高い危険性が認められた場合は、速やかに利用停止とします。
- 利用停止とした施設は、更新・修繕・長寿命化・統廃合の実施方針にも照らしながら、利用再開のための修繕を行うか、廃止・除却を行うかを判断します。

C.耐震化の実施方針

- ふるさと交流センター及び2つの資料館は、現行の耐震基準施行後に建設しており、生涯学習施設の耐震化は完了しています。なお、安達峰一郎生家は歴史的建造物であり耐震補強工事の対象外です。

D.更新・修繕・長寿命化・統廃合の実施方針

- 更新や大規模修繕を行う際には、集客力の向上及び、施設の長寿命化を命題とします。
- 繊維産業歴史資料館は、所在する自治会における自治公民館としての利用が主になってきていることから、町として大規模改修を行うことは難しく、今後当該自治会との協議により譲渡等の検討が必要と考えます。

E.ユニバーサルデザイン化の実施方針

- 車いす利用者用トイレ等の整備、出入口の段差解消、視覚障害者用ブロックの整備、授乳室や託児室の整備、多言語による案内を行うための施設の整備等、公共施設等の適正管理の枠組みの中で、ユニバーサルデザイン化を計画的に推進します。

(5) スポーツ施設

対象	施設数	ハコモノ 延床面積 (㎡)	設置根拠	
			関係する法令等	設置義務の有無
中央公園内の各施設	7	7,012	スポーツ基本法 都市公園法	無 (努力義務)
	計画期間中の費用及び負担額見込み			
	中長期的な費用		人口1人あたり 年平均負担額	生産年齢人口 1人あたり 年平均負担額
	39.8億円		10.3千円	20.0千円

①現状及び将来の見通し

- 本町のスポーツ施設は、中央公園内に配置されています。体育館や武道館、野球場などを1980年代に集中的に整備し、その後、1997年にはプールを設置、2013年にはテニスコートに人工芝を敷設しています。
- 各スポーツ施設は、町民のみならず、町外在住の方からも利用されています。なかでも野球場、町民グラウンドは、町外からの利用者数が町民利用者数を上回っています。
- スポーツ施設の利用者数は、全体的に増加傾向にありますが、ゲートボール場は全国的なゲートボール人気の低下もあり、利用者数は減少してきています。
- 現在の施設を今後もすべて同規模で維持した場合、向こう30年間で必要となる施設の更新及び大規模修繕のための費用見込みは、およそ39.8億円です。

②課題

- 多くの方に利用され続けるように、今後の高齢化社会への推移や、各世代における人気種目の変遷にあわせた、スポーツ環境を維持していく必要があります。
- 各施設の利用料金についても、定期的な見直しが必要です。利用料金は、各施設の整備、修繕及び維持等に要する費用や、町内及び町外の利用者数等をもとに検討する必要があります。
- 体育館及び武道館は、大規模な修繕を要する時期が近づいてきています。いずれの施設についても、大規模修繕のために数億円を要すると想定されることから、施設の安全性の維持を最優先にしながらも、修繕費用の支出が特定の年度に集中しないように平準化する必要があります。

③管理に関する取組方針

A.点検・診断等の実施方針

- 施設の状態を把握するため、定期的に点検・診断を行い、その結果を集積・蓄積していきます。点検・診断は、スポーツ中の事故が発生しないよう、スポーツ施設特有の消耗や劣化の可能性に留意して実施します。
- 施設の利用者数（町内・町外別）や利用者の年齢など、利用料金を含めた施設管理の見直しに必要な情報を集積・蓄積していきます。

B.安全確保の実施方針

- 高い危険性が認められた場合は、速やかに利用停止とします。
- 利用停止とした施設は、更新・修繕・長寿命化・統廃合の実施方針にも照らしながら、利用再開のための修繕を行うか、用途変更や廃止、除却などを行うかを判断します。

C.耐震化の実施方針

- 体育館及び武道館は、現行の耐震基準施行後に建設しており、スポーツ施設の耐震化は完了しています。なお、前述 2 施設以外は屋外施設であり、耐震補強工事の対象外です。

D.更新・修繕・長寿命化・統廃合の実施方針

- ゲートボール場の年間述べ利用者が、ここ数年で数千人減少しているため、次回の大規模修繕の際に、当該施設が対象とするスポーツの見直しを視野に入れます。
- 施設の更新ないし整備費用と、施設ごとの利用料収入とを比較したうえで、随時、（町内・町外別）利用料の見直しを行います。
- 体育館と武道館は、避難所として指定していることから、大規模修繕の時期が重ならないように、定期的な点検・診断の結果にもとづいて、計画的に修繕の優先順位を決定します。また、大規模修繕の際には、より長期間、安全に利用できるよう、施設を長寿命化する施工の実施を前提とします。

E.ユニバーサルデザイン化の実施方針

- 車いす使用者用トイレ等の整備、出入口の段差解消、視覚障害者用ブロックの整備、授乳室や託児室の整備、多言語による案内を行うための施設の整備等、公共施設等の適正管理の枠組みの中で、ユニバーサルデザイン化を計画的に推進します。

(6) 防災施設

対象	施設数	ハコモノ 延床面積 (㎡)	設置根拠	
			関係する法令等	設置義務の有無
消防団詰所 (消防ポンプ車庫) 防災放送塔	55	1,256	消防組織法 災害対策基本法 他	消防団詰所：有 防災放送塔：無
			計画期間中の費用及び負担額見込み	
	中長期的な費用	人口1人あたり 年平均負担額	生産年齢人口 1人あたり 年平均負担額	
	3.1億円	0.8千円	1.6千円	

①現状及び将来の見通し

- 消防団詰所は、段階的に設置してきたため、築年数は数年のものから50年近いものまでさまざまであり、平均築年数は29年です。防災放送塔は、2010年度に一斉に整備したものです。
- 町内の世帯数や居住区域、建物の構造などが徐々に変遷することにより、防災の手段や必要な防災施設数も、変わってきています。
- 山辺町消防団旧第1分団第4部／消防ポンプ庫及び山辺町消防団旧第6分団第4部／消防ポンプ庫は余剰消防施設として2021年度に用途廃止しています。
- ここ数年の消防団の年間出動回数は、概ね10回前後です。また、防災放送は、災害の発生時や有害鳥獣の出没時などに実施しており、年間放送回数は、概ね10回程度です。いずれも、ここ数年内で大きな増減はありません。
- 現在の施設を今後もすべて同規模で維持した場合、向こう30年間で必要となる施設の更新及び大規模修繕のための費用見込みは、およそ3.1億円です。

②課題

- これまで同様に、今後も世帯数や居住区域、建物の構造などは変化していくため、防災施設の数や配置は、継続的に見直す必要があります。
- 防災施設は、段階的に設置してきた結果、他の施設類型と比べると、特定の年度に建替や大規模修繕が集中する可能性は低いと考えられます。しかし一方で、今後ほぼ毎年、いずれかの施設で、建替ないし大規模修繕を要する時期を迎えることとなります。

③管理に関する取組方針

A.点検・診断等の実施方針

- 施設の状態を把握するため、定期的に点検・診断を行い、その結果を集積・蓄

積していきます。点検・診断は、防災施設の日常的・継続的に利用されるものではなく、緊急時・有事の際に利用されるものであるという特徴に留意して実施します。

- 消防団の出動回数や防災放送の実施回数について、引き続き記録を蓄積し、今後の施設の更新や再配置の検討に役立てていきます。

B.安全確保の実施方針

- 高い危険性が認められた場合は、速やかに利用停止とします。
- 利用停止とした施設は、更新・修繕・長寿命化・統廃合の実施方針にも照らしながら、利用再開のための修繕を行うか、用途変更や廃止、除却などを行うかを判断します。

C.耐震化の実施方針

- 防災施設のうち、消防団詰所はハコモノ施設ではありますが、居住を前提としたものではなく、主として消防ポンプ車の車庫として機能しているものであることから、耐震補強工事の対象外です。また、防災放送塔は屋外施設であるため、耐震補強工事の対象外です。

D.更新・修繕・長寿命化・統廃合の実施方針

- 前述のとおり、消防団詰所は主に車庫として機能していることから、建物の構造は、木造を中心とした比較的簡易なもので足りる。また、住民の居住区域の変遷などに対して柔軟に配置を見直す必要性が高いため、施設の再配置を行いやすい状態を保つことがむしろ重要と考えられます。よって、長寿命化工事など、施設の機能を向上させるような施工は基本的に実施せず、車庫としての機能を維持できる程度の修繕をその都度実施するとともに、施設の再配置に柔軟に備えることとします。
- 防災放送塔も同様に、居住区域の変遷などに起因する施設の再配置に柔軟に備えます。

E.ユニバーサルデザイン化の実施方針

- 防災施設は、ユニバーサルデザイン化推進の対象外です。

(7) 公営住宅等

対象	施設数	ハコモノ 延床面積 (㎡)	設置根拠	
			関係する法令等	設置義務の有無
公営住宅 除雪車格納庫 道路美化資材倉庫	6	4,512	公営住宅法 地方自治法	公営住宅：有 (住宅事情にあわせて供給する) 除雪車庫：無
				計画期間中の費用及び負担額見込み
	中長期的な費用	人口1人あたり 年平均負担額	生産年齢人口 1人あたり 年平均負担額	
	18.5 億円	4.8 千円	9.3 千円	

①現状及び将来の見通し

- 芦沢住宅と南町住宅は 1970 年代築、近江住宅は 1980 年代築です。除雪車格納庫は、除雪体制の整備拡充の一環として転用されたもので、築年数は 30 年です。
- 旧南風園住宅は、ウイングガーデン山辺として 2017 年度に建替えされました。
- 公営住宅は、特に低所得者層における住宅不足の解消を主たる目的としていますが、世帯構成や物価、町民の所得の状況など、公営住宅供給の判断材料となる諸要因は、最初の公営住宅（旧南風園住宅、現在はウイングガーデン山辺として建替）が建設された 1960 年代と比較すると著しく変動しています。
- 過去 3 年間における公営住宅全体の入居率は、約 79%です。
- 現在の施設を今後もすべて同規模で維持した場合、向こう 30 年間で必要となる施設の更新及び大規模修繕のための費用見込みは、およそ 18.5 億円です。

②課題

- 1960 年代～70 年代と異なり、町内には、民間の供給するアパートの物件数も増加し、また家賃価格帯もさまざまで、自身ないし家族の所得や財産に応じた物件を選択する機会が増えたなかで、公営住宅の供給を続ける意義や必要性を、見直す必要性があります。
- 公営住宅の入居希望者に対しては、所得などについて審査を行い、かつ、入居後も定期的に審査を続けることで、低所得者層における住宅不足の解消という元来の施設設置目的から逸脱しないように留意する必要があります。
- 公営住宅等はウイングガーデン山辺を除いて老朽化が進んでおり、いずれの施設も、およそ向こう 10 年以内に大規模修繕などの対応が必要と見込まれます。前述の 30 年間の費用見込み 18.5 億円のうち、向こう 10 年の見込みは約 6.6 億円で、これを平準化する必要があります。

③管理に関する取組方針

A.点検・診断等の実施方針

- 施設の状態を把握するため、定期的に点検・診断を行い、その結果を集積・蓄積していきます。他の施設類型に属する施設は、基本的に日中の利用が見込まれるのに対して、公営住宅は、日中のみならず、夜間・就寝時間帯を含めた居住者の生活の基盤として機能する特徴を念頭において点検・診断を実施するとともに、軽微な修繕はその都度実施します。
- 低所得者層に対する住宅供給という公営住宅の設置主旨に沿った、入居者の所得の状況を定期的に確認します。

B.安全確保の実施方針

- 高い危険性が認められた場合は、速やかに利用停止とします。
- 利用停止の期間中は、安全が確保されるまで代替住宅施設を用意するなどの対応を図る一方で、更新・修繕・長寿命化・統廃合の実施方針及び危険性の度合にも照らしながら、利用再開のための修繕を行うか、廃止・除却を行うかを判断します。

C.耐震化の実施方針

- 公営住宅の4施設は、現行の耐震基準施行後に建設しています。除雪車格納庫・道路美化資材倉庫については、「山辺町耐震改修促進計画」に沿った対応を行います。

D.更新・修繕・長寿命化・統廃合の実施方針

- 住民の所得状況の推移に留意しながら、低所得者層に対する住宅供給のために必要な公営住宅戸数を識別し、過剰供給と判断される場合は、今後段階的に適正配置の検討を行います。
- 費用の平準化のため、点検・診断の結果にもとづき、更新等（建替や大規模修繕）の優先順位を決定します。優先順位を下げた施設については、更新等までの間は点検・診断の頻度を上げるなど、居住上の安全性の確保に努めます。
- 大規模修繕の際に、同時に長寿命化に係る施工を行うか否かは、将来的な公営住宅の必要性を慎重に検討したうえで判断します。
- 近江住宅、南町住宅について向こう30年間で必要となる施設の更新及び大規模修繕のための費用見込みは、およそ13.2億円と試算されますが、「山辺町公営住宅長寿命化計画」による長寿命化対策を反映した場合、10.1億円で縮減さ

れると見込まれます（対策の効果額 3.1 億円）*9。

E.ユニバーサルデザイン化の実施方針

○公営住宅については出入口の段差解消、居室のフローリング化等、バリアフリー化された住宅ストックを形成するため、公共施設等の適正管理の枠組みを踏まえつつ入居者の要望や社会情勢等を考慮しながら、ユニバーサルデザイン化を計画的に推進します。

（8）産業施設

対象	施設数	ハコモノ 延床面積 (㎡)	設置根拠	
			関係する法令等	設置義務の有無
山辺温泉保養センター 源長寺沼ふれあい農園 駅前駐輪場 町内公衆便所	5	2,098	地方自治法	無
	計画期間中の費用及び負担額見込み			
	中長期的な費用		人口1人あたり 年平均負担額	生産年齢人口 1人あたり 年平均負担額
	4.7 億円		1.2 千円	2.4 千円

①現状及び将来の見通し

- 山辺温泉保養センター（休憩所部分）は、1980年代に整備したのですが、その他はすべて1990年代後半以降に整備したものであり、産業施設全体として、比較的新しい施設といえます。
- 旧山辺町畑谷農村婦人の家は2015年度に畑谷区へ譲与しました。
- 野営場林間休養施設／トイレは2018年度に閉鎖しました。
- 山辺温泉保養センターの延床面積は1,792㎡で、ハコモノ産業施設の全体延床面積の約8割を占めています。ここ10年間で、本町の人口が約4%減少しているのに対し、山辺温泉保養センターの年間延入湯者数は約36%減少しています。
- 交通手段の変遷により、電車利用者の数や世代、駅までの移動手段などが、変わってきています。
- 現在の施設を今後もすべて同規模で維持した場合、向こう30年間で必要となる施設の更新及び大規模修繕のための費用見込みは、およそ4.7億円です。

*9 「山辺町公営住宅長寿命化計画」にて示された1戸あたり年平均ライフサイクルコストの縮減率をもとに比較（近江住宅1号棟20.9%、近江住宅2号棟21.0%、南町住宅26.4%）。

②課題

- 産業施設の中核である山辺温泉保養センターは、人口の減少率を利用者数の減少率が上回っています。今後は、利用者の年齢層や性別にも着目し、町内からの利用者の回復に努めるとともに、町外からの利用者数の向上にも取り組んでいく必要があります。
- 各施設の利用料金についても、整備や修繕、維持等に要する金額、利用者数などをもとにして検討する必要があります。
- およそ10年から15年後には、山辺温泉保養センターに対する大規模修繕が必要になると見込まれます。山辺温泉保養センターに係る中長期的な費用は、産業施設全体の中長期的な費用の6割超であり、影響が大きいことから、大規模修繕の実施時期や実施範囲を検討する必要があります。

③管理に関する取組方針

A.点検・診断等の実施方針

- 施設の状態を把握するため、定期的に点検・診断を行い、その結果を集積・蓄積していきます。特に温泉や公衆便所については、衛生状態の点検・診断に比重をおいて実施します。
- 施設利用者の数（町内・町外別）や年齢など、利用料金を含めた施設管理の見直しに必要な情報を集積・蓄積していきます。

B.安全確保の実施方針

- 高い危険性が認められた場合は、速やかに利用停止とします。
- 利用停止とした施設は、更新・修繕・長寿命化・統廃合の実施方針にも照らしながら、利用再開のための修繕を行うか、用途変更や廃止、除却などを行うかを判断します。

C.耐震化の実施方針

- いずれの施設も、現行の耐震基準施行後に建設したものであるため、産業施設の耐震化は完了しています。

D.更新・修繕・長寿命化・統廃合の実施方針

- 継続的に利用者数や利用料収入の推移に着目し、その結果をふまえ、次回の更新あるいは大規模修繕の際には、PPP・PFIの活用による施設のリニューアル、あるいは民間譲渡などの対応を視野に入れます。
- 大規模修繕の際に、同時に施設の長寿命化に係る施工を行うか否かも、前述の利用者数や利用料収入の推移にしたがい、判断します。
- 施設の更新ないし整備費用と、施設ごとの利用料収入とを比較したうえで、町

内・町外別の利用料の見直しも含めた検討を行います。

E.ユニバーサルデザイン化の実施方針

○車いす利用者用トイレ等の整備、出入口の段差解消、視覚障害者用ブロックの整備、授乳室や託児室の整備、多言語による案内を行うための施設の整備等、公共施設等の適正管理の枠組みの中で、ユニバーサルデザイン化を計画的に推進します。

(9) 行政施設

対象	施設数	ハコモノ 延床面積 (㎡)	設置根拠	
			関係する法令等	設置義務の有無
山辺町役場本庁舎 同 中支所 同 作谷沢支所 行政資料・文化財保管庫	4	7,398	地方自治法	役場本所：有 その他：無
	計画期間中の費用及び負担額見込み			
	中長期的な費用		人口1人あたり 年平均負担額	生産年齢人口 1人あたり 年平均負担額
	23.3 億円		6.0 千円	11.7 千円

①現状及び将来の見通し

- 保管庫と役場中支所は 1980 年代築、役場作谷沢支所は 1990 年代築、役場本庁舎は 2000 年に現在のものに建替えています。
- 2 つの役場支所は、建物の一部を公民館として併用しています。
- 役場支所の設置当時と比べて、本町の人口は緩やかに減少しており、今後も減少傾向が予想されます。
- 現在の施設を今後もすべて同規模で維持した場合、向こう 30 年間で必要となる施設の更新及び大規模修繕のための費用見込みは、およそ 23.3 億円です。

②課題

- 本町よりも人口が多く、あるいは面積が広くとも、公共施設数が少ない自治体も数多くあります。今後の人口減少傾向も考慮に入れたうえで、本町の規模に見合った行政施設の数や延床面積を検討していく必要があります。
- 2 つの役場支所と保管庫は、大規模修繕を必要とする時期を迎えます。前述の自治体規模を考慮したうえでの施設要否及び修繕を行う場合の、工事着手の優先度合の検討を行う必要があります。

③管理に関する取組方針

A.点検・診断等の実施方針

- 施設の状態を把握するため、定期的に点検・診断を行い、その結果を集積・蓄積していきます。また、必要に応じて軽微な修繕をその都度、実施します。
- 特に役場支所について、利用者の数や年齢、利用目的など、施設更新の必要性を検討するために必要な情報についても、集積・蓄積していきます。

B.安全確保の実施方針

- 高い危険性が認められた場合は、速やかに利用停止とします。
- 利用停止とした施設は、更新・修繕・長寿命化・統廃合の実施方針にも照らしながら、利用のための修繕を行うか、用途変更や廃止、除却などを行うかを判断します。

C.耐震化の実施方針

- 役場本庁舎及び2支所は、現行の耐震基準施行後に建設しており、行政施設の耐震化は完了しています。なお、保管庫は居住を前提としないため耐震補強工事の対象外です。

D.更新・修繕・長寿命化・統廃合の実施方針

- 役場支所については、利用者数や利用目的の状況を継続的に観察したうえで、次回の大規模修繕の時期を目途に、支所機能のあり方を検討します。
- 支所としての機能を踏まえ、費用の平準化のため、点検・診断の結果にもとづき、大規模修繕の優先順位を決定します。
- 支所としての機能を維持し、大規模修繕を行う場合において、同時に長寿命化に係る施工を行うか否かは、本計画の終了時期までを見据えた長期的視点にもとづき、慎重に検討したうえで判断します。

E.ユニバーサルデザイン化の実施方針

- 車いす使用者用トイレ等の整備、出入口の段差解消、エレベーターの整備、視覚障害者用ブロックの整備、授乳室や託児室の整備、多言語による案内を行うための施設の整備等、公共施設等の適正管理の枠組みの中で、ユニバーサルデザイン化を計画的に推進します。

(10) 道路／橋梁

対象	路線数	総延長 (m)	設置根拠	
			関係する法令等	設置義務の有無
道路	403	173,922	道路法 他	無 (設置した道路の 管理責任は有)
	計画期間中の費用及び負担額見込み			
	中長期的な費用		人口1人あたり 年平均負担額	生産年齢人口 1人あたり 年平均負担額
	94.3 億円		24.4 千円	47.5 千円
対象	橋梁数	総面積 (㎡)	設置根拠	
			関係する法令等	設置義務の有無
橋梁	65	3,955	道路法 他	無 (設置した橋梁の 管理責任は有)
	計画期間中の費用及び負担額見込み			
	中長期的な費用		人口1人あたり 年平均負担額	生産年齢人口 1人あたり 年平均負担額
	7.6 億円		2.0 千円	3.8 千円

①現状及び将来の見通し

- 居住区域や商業区域の変遷、モータリゼーションの進行など、生活及び経済活動における需要にあわせて整備してきました。
- 道路は、段階的な整備を経て、2021年度末で403路線、また、平均経過年数は41年です。
- 橋梁は、最も古い1929年架橋のものから最も新しい2012年架橋のものまで、その経過年数はさまざまです。2021年度末時点で、コンクリート橋が60橋、鋼橋が5橋で、合計65橋です。また、平均経過年数は30年です。
- 現在の施設を今後もすべて同規模で維持した場合、向こう30年間で必要となる施設の更新及び大規模修繕のための費用見込みは、道路がおよそ94.3億円、橋梁がおよそ7.6億円です。

②課題

- 商業施設などの郊外化や、地方の過疎化などに伴い、各路線の交通量にも変化が生じており、交通量に応じた維持管理が必要です。
- 道路及び橋梁は段階的に拡張してきたため、一斉に老朽化が進行することはありませんが、毎年、各路線及び橋梁の老朽化状況に合わせた適切な更新が必要です。

③管理に関する取組方針

A.点検・診断等の実施方針

- 施設の状態を把握するため、定期的に点検・診断を行い、その結果を集積・蓄積していきます。また、必要と認められる軽微な修繕はその都度実施します。
- 維持管理補修計画に役立てるために、各路線の交通量を定期的に確認します。

B.安全確保の実施方針

- 高い危険性が認められた場合は、速やかに通行止めとしたうえで、修繕・復旧を実施します。

C.耐震化の実施方針

- 道路及び橋梁は、「山辺町耐震改修促進計画」の対象外です。ただし、地震の多いわが国において一定頻度で発生する可能性の高い、弱震度の地震でライフラインが損なわれることがないよう、点検・診断の際に道路及び橋梁の耐震耐久性を確認します。

D.更新・修繕・長寿命化・統廃合の実施方針

- 生活及び経済活動の基盤としての機能が損なわれないよう、道路及び橋梁の老朽化状況に応じた対応を行っていきます。
- 橋梁について向こう30年間で必要となる施設の更新及び大規模修繕のための費用見込みは、およそ7.6億円と試算されますが、「山辺町橋梁長寿命化修繕計画」による長寿命化対策を反映した場合、5.0億円に縮減されると見込まれます（対策の効果額2.6億円）^{*10}。

E.ユニバーサルデザイン化の実施方針

- 改修や更新の際には、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず誰もが安全・安心に施設を利用できるよう、ユニバーサルデザイン化に向けた改修等を検討します。

*10 「山辺町橋梁長寿命化修繕計画」にて示された維持管理費の縮減効果（約34%）をもとに比較）。

(11) 簡易水道等

対象	施設数	総延長 (m)	設置根拠	
			関係する法令等	設置義務の有無
西黒森飲雑用水供給施設 杉下地区飲料水供給施設 築北簡易水道 大蔵簡易水道	4	21,583	水道法 他	有
	計画期間中の費用及び負担額見込み			
	中長期的な費用	人口1人あたり 年平均負担額	生産年齢人口 1人あたり 年平均負担額	
	21.0 億円	5.4 千円	10.6 千円	

①現状及び将来の見通し

- 簡易水道及び飲料水（飲雑用水）供給施設における、管路の総延長は、21,583mです。なお、上水道事業については、最上川中部水道企業団により行われています。
- 簡易水道事業については、経営状況を明確化するとともに、今後の経営環境の変遷に対し弾力的に対処するため、地方公営企業法^{*11}を適用しています。
- 現在の施設を今後もすべて同規模で維持した場合、向こう30年間で必要となる施設の更新及び大規模修繕のための費用見込みは、およそ21.0億円です。

②課題

- 簡易水道等は住民の生活を支える重要なライフラインのひとつであり、継続的な維持管理が求められますが、世帯数やライフスタイルの変化などに起因して配水量が変化しているため、利用状況に応じた適切な料金設定の検討が必要です。
- 毎年、各管路の老朽化状況に合わせた適切な更新が必要です。

③管理に関する取組方針

A.点検・診断等の実施方針

- 施設の状態を把握するため、定期的に点検・診断を行い、その結果を集積・蓄積していきます。集積・蓄積した結果は、将来的に、経営状況の明確化や弾力的な経営推進にも活用していきます。
- 利用料金の適切な設定のために、簡易水道等の利用量を定期的かつ継続的に確認します。

*11 地方公共団体が、公共の福祉増進のために経営する現業事業に対して適用される法律。当該法律が適用されれば、民間の企業と同様の会計方式を採用することになる。

B.安全確保の実施方針

○高い危険性が認められた場合は、速やかな修繕・復旧を実施します。

C.耐震化の実施方針

○簡易水道施設は、「山辺町耐震改修促進計画」の対象外です。ただし、地震の多いわが国において一定頻度で発生する可能性の高い、弱震度の地震でライフラインが損なわれることがないように、点検・診断の際に管渠の耐震耐久性を確認します。

D.更新・修繕・長寿命化・統廃合の実施方針

○必要な配水機能が損なわれないよう、適切な料金設定の下で徴収した料金を原資とし、管路の老朽化状況に応じた更新を行っていきます。

E.ユニバーサルデザイン化の実施方針

○簡易水道等は、ユニバーサルデザイン化推進の対象外です。

(12) 下水道

対象	施設数	総延長 (m)	設置根拠	
			関係する法令等	設置義務の有無
公共下水道 農業集落排水	-	79,518	下水道法 他	有
	計画期間中の費用及び負担額見込み			
	中長期的な費用	人口1人あたり 年平均負担額	生産年齢人口 1人あたり 年平均負担額	
	70.7 億円	18.3 千円	35.6 千円	

①現状及び将来の見通し

○これまでの拡張を経て、2021年度末時点で、公共下水道の管渠総延長は71,919m、農業集落排水の管渠総延長は7,599mで、両者の合計は79,518mです。これらの管渠設置後の平均経過年数は、23年です。

○町内の世帯数や居住区域などの変遷にあわせ、段階的に下水道を拡張してきました。

○下水道事業については、経営状況を明確化するとともに、今後の経営環境の変遷に対し弾力的に対処するため、当該計画の第1期（2017年度～2021年度）中に、地方公営企業法を適用しました。

○現在の施設を今後もすべて同規模で維持した場合、向こう 30 年間で必要となる施設の更新及び大規模修繕のための費用見込みは、およそ 70.7 億円です。

②課題

○下水道は住民の生活を支える重要なライフラインのひとつであり、継続的な維持管理が求められますが、世帯数やライフスタイルの変化などに起因して汚水処理量が増加しているため、利用状況に応じた適切な料金設定の検討が必要です。

○下水道は段階的に拡張してきたため、下水道全体として老朽化が急激に進行することはありませんが、毎年各管渠の老朽化状況に合わせた適切な更新が必要です。

③管理に関する取組方針

A.点検・診断等の実施方針

○施設の状態を把握するため、定期的に点検・診断を行い、その結果を集積・蓄積していきます。集積・蓄積した結果は、下水道事業の地方公営企業法適用後における経営状況の明確化ないし、弾力的な経営推進にも役立てます。

○利用料金の適切な設定のために、下水道の利用量を定期的かつ継続的に確認します。

B.安全確保の実施方針

○高い危険性が認められた場合は、速やかな修繕・復旧を実施します。

C.耐震化の実施方針

○下水道施設は、「山辺町耐震改修促進計画」の対象外です。ただし、地震の多いわが国において一定頻度で発生する可能性の高い、弱震度の地震でライフラインが損なわれることがないように、点検・診断の際に管渠の耐震耐久性を確認します。

D.更新・修繕・長寿命化・統廃合の実施方針

○必要な汚水処理機能が損なわれないよう、適切な料金設定の下で徴収した料金を原資とし、管渠の老朽化状況に応じた更新を行っていきます。

E.ユニバーサルデザイン化の実施方針

○下水道は、ユニバーサルデザイン化推進の対象外です。

(13) 公園

対象	施設数	総面積 (㎡)	設置根拠	
			関係する法令等	設置義務の有無
都市公園 児童遊園 農村公園 開発許可公園	57	232,629	都市計画法 都市公園法 地方自治法 他	都市公園：有 その他：無
			計画期間中の費用及び負担額見込み	
	中長期的な費用	人口1人あたり 年平均負担額	生産年齢人口 1人あたり 年平均負担額	
	4.6 億円	1.2 千円	2.3 千円	

※中央公園内の各スポーツ施設は、公園施設には含めず、「(5) スポーツ施設」に含めています。

①現状及び将来の見通し

- これまでの設置を経て、2021 年度末時点で都市公園は 11 施設（141,035 ㎡）、児童遊園は 15 施設（15,471 ㎡）、農村公園は 10 施設（70,314 ㎡）、開発公園は 21 施設（5,809 ㎡）、合計で 57 施設（232,629 ㎡）です。これらの公園設置後の平均経過年数は、32 年です。
- 町内の居住区域の変遷などにあわせ、一定以上の緑地の確保を目的に整備してきました。
- 現在の施設を今後もすべて同規模で維持した場合、向こう 30 年間で必要となる施設の更新及び大規模修繕のための費用見込みは、およそ 4.6 億円です。

②課題

- 公園内の植栽や園路など（遊具などを除き）の老朽化が、住民の暮らしの安全性を直接的に損なうことはないため、施設の維持のために必要となる中長期的な費用は比較的軽微です。しかし、美観を維持するための管理費用は継続的に必要となるため、本町の規模に見合った公園数や面積水準を検討する必要があります。
- 特に規模の大きい公園には、地震及び地震に起因した火災などの発生時における、避難場所ないし防災拠点としての役割も期待されることから、防災施設の管理に関する取組方針とも歩調を合わせた維持管理が必要となります。

③管理に関する取組方針

A.点検・診断等の実施方針

- 施設の状態を把握するため、定期的に遊具などの点検・診断を行い、その結果

を集積・蓄積していきます。また、必要と認められる軽微な修繕はその都度実施します。

B.安全確保の実施方針

○高い危険性が認められた場合は、速やかに利用停止とします。

C.耐震化の実施方針

○公園施設は、「山辺町耐震改修促進計画」の対象外です。

D.更新・修繕・長寿命化・統廃合の実施方針

○防災施設の管理に関する取組方針とも歩調を合わせながら、施設の再配置に備えます。

○都市公園のうち、南公園、芦沢公園、長沼公園、中央公園、近江公園、天神公園、近江南公園、大門ふれあい公園について向こう30年間で必要となる施設の更新及び大規模修繕のための費用見込みは、およそ2.7億円と試算されますが、「山辺町公園施設長寿命化計画」による長寿命化対策を反映した場合、1.5億円で縮減されると見込まれます（対策の効果額1.2億円）^{*12}。

E.ユニバーサルデザイン化の実施方針

○車いす使用者用トイレ等の整備、出入口の段差解消、視覚障害者用ブロックの整備、授乳室や託児室の整備、多言語による案内を行うための施設の整備等、公共施設等の適正管理の枠組みの中で、ユニバーサルデザイン化を計画的に推進します。

*12 「山辺町公園施設長寿命化計画」にて示された概算事業費の縮減率（8.9%）をもとに比較。

(14) 土地

対象	施設数	総面積 (k m ²)	設置根拠	
			関係する法令等	設置義務の有無
町有地	-	2.6	地方自治法 他	土地の上物による
	計画期間中の費用及び負担額見込み			
	中長期的な費用	人口1人あたり 年平均負担額	生産年齢人口 1人あたり 年平均負担額	
	-	-	-	-

①現状及び将来の見通し

- 町が所有している土地には、ハコモノ施設の設置及び、道路用地や公園用地として主に利用しています。
- 前述のほか、現状で特定の目的に利用されていない土地があります。
- 新たにハコモノ施設などを設置する際には、造成工事などを必要とする土地もありますが、定期的かつ長期にわたって生じる特定の費用はありません。

②課題

- 現在、特定の目的に利用されていない土地については、施設の再配置に利用する、貸付する、あるいは、売却可能な土地であれば売却して、自主財源確保の原資とするなどの対応が必要です。
- 今後は、施設の統廃合などを検討することもあることから、施設跡地の利用方法について検討する機会がこれまでよりも増加すると思われます。

③管理に関する取組方針

A.点検・診断等の実施方針

- ハコモノが設置された土地や、道路、公園用地については、上物の施設の点検・診断と合わせて、異常がないことを確認します。
- その他の土地については、無断で不法に利用されていないか定期的に確認し、ハコモノなどの設置に利用される際は、地質調査などをはじめ、必要な調査・診断を行います。

B.安全確保の実施方針

- 高い危険性が認められた場合は、速やかに利用停止とします。

C.耐震化の実施方針

- 土地は、「山辺町耐震改修促進計画」の対象外です。

D.更新・修繕・長寿命化・統廃合の実施方針

○土地の上物が統廃合などの対象となった場合、施設の跡地については、「山辺町国土利用計画」など、本計画の関連計画との整合性を随時図りながら、有効な活用法を検討します。

E.ユニバーサルデザイン化の実施方針

○土地は、ユニバーサルデザイン化推進の対象外です。

V. 本計画を実現するために

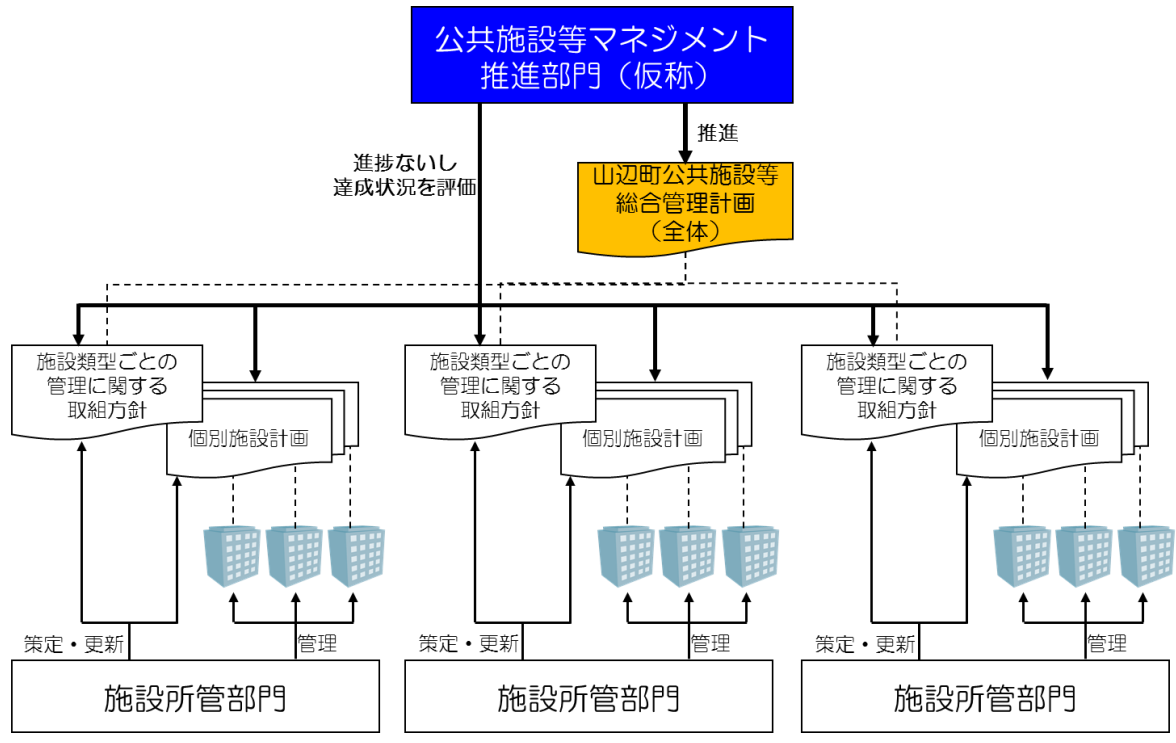
最後に、「Ⅲ. 公共施設等の管理に関する全庁的取組方針」及び「Ⅳ. 施設類型ごとの管理に関する取組方針」に掲げた方針にしたがい行動し、本計画を実現するための、今後の体制方針を提示します。

1. 全庁的な取組体制

今後、各施設所管部門においては、所管する施設の「施設類型ごとの管理に関する取組方針」及び個別施設計画を更新（策定）しながら、当該方針・計画にしたがい、公共施設等の管理を行います。

一方で、新たに「公共施設等マネジメント推進部門（仮称）」を設けるなどし、当該部門において、各施設所管部門の方針・計画の取組及び進捗ないし達成状況を客観的に評価するとともに、部門間で横断的に検討すべき事項などの調整を行う予定です。当該部門では、軽減あるいは平準化が必要と見込まれる負担額を継続的に把握しながら、「山辺町公共施設等総合管理計画」全体を推進・実現していきます。

図表 5-1 全庁的な取組体制



2. フォローアップ体制

(1) 職員の意識啓発体制

本計画は、先述した公共施設等マネジメント推進部門（仮称）など、一部の職員のみではなく、全庁的に着手・推進していかなければ、その実現は困難です。よって、職員全員が、中長期的な視点による管理の重要性を認識するよう、継続的に意識啓発を図っていきます。

(2) 住民との情報共有体制

本計画の目的は、第1章でも述べたとおり「生活及び経済活動の活性化の基盤として、公共施設等を中長期的に確実かつ効率的に機能させること」であるため、本計画を推進していくうえで、生活及び経済活動の主体である住民への説明は不可欠であると認識しています。

本計画は、町のホームページに掲載するとともに、概要版を各施設に据え置くことで、住民及び施設利用者に公開します。

また今後、個別施設計画を策定・更新していくなかで、特に住民に対する影響度が大きい施設の施設再配置に係る検討（施設の廃止や、他施設との複合化など）を行う場合には、住民説明会を開催するなどし、住民各位の意向を尊重する体制を整えます。

(3) 議会との情報共有体制

施設の再配置などの検討は、施設の設置根拠となる法令や各種条例等とも密接に関係することから、町議会とも適宜、本計画及び個別施設計画の進捗・検討状況に関する情報を共有していきます。

山辺町公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月 策定

令和 4 年 3 月 改訂

山辺町総務課

住所： 〒990-0392 山形県東村山郡山辺町緑ヶ丘 5 番地

電話： 023-667-1111（代表） FAX： 023-667-1112

URL： <https://www.town.yamanobe.yamagata.jp>